

(様式3)

(調書)

自己点検・評価書

(平成28年度版)

横浜薬科大学薬学部

■薬科大学・薬学部（6年制）の正式名称

横浜薬科大学 薬学部 健康薬学科 漢方薬学科 臨床薬学科

■所在地

〒245-0066 神奈川県横浜市戸塚区俣野町601番地

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

学校法人都築第一学園は、平成18（2006）年4月、6年制の薬学教育を実施する薬科大学として横浜薬科大学を開学し、平成27（2015）年4月、薬学関連技術者・研究者育成を目指した4年制の薬科学科を設置した。本学は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、使命及び目的は、学則第1条に次のように明示されている。

本学は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の規定するところに従い、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とする。

これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命とする。

【教育理念】

本学では、「個性」を「専門性」と位置付け、「自己の専門性に目覚め、アイデンティティを確立させ、生涯かけて自己の完成に向けて練磨していく」ことを教育理念としている。具体的な趣旨は以下のとおりである。

- ①「個性」の持つ独自性が関わる独創性に最も高い価値を置く。（個性の伸展）
- ②高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指す。（個性の伸展）
- ③惻隠の心を醸成する。（人生練磨）
- ④生涯に亘る自己実現を達成する。（人生練磨）

建学の精神は学内に掲示するとともに、「建学の精神と教育理念」のリーフレットを作成することにより、全ての教職員並びに学生が常に認識を新たにし、理解を深めることができるよう、万全の体制をとっている。

教育理念に基づいて制定された学則の目的・使命の達成に向けて、薬学部（6年制）では、ディプロマ・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに基づいた

教育を行うため、アドミッション・ポリシーに沿って広く人材を求めている。

■ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

上記3ポリシーについては、学生便覧等に以下のように記載し、周知徹底を図っている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

横浜薬科大学では、「惻隱の心を持つ薬剤師を育成する」という教育目標を掲げており、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対し、学位を授与します。

- ①全学共通のカリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深め、薬学専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につけた。
- ②学科・専攻における体系的な学習と学科を横断する学際的な実務実習・卒業論文研究等を通し少子高齢化した現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけた。
- ③6年間にわたる「講義」、「演習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、表現能力、弱者の気持ちを理解したコミュニケーション能力を統合する力を身につけ、自ら個性の伸展を図ることができる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

最新の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を考慮した教育の実践。2002年、薬学教育6年制を見越しその改善・充実の方策として日本薬学会が提示した「薬学教育モデル・コアカリキュラム」。このモデル・コアカリキュラムに加え、「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」よりの提言を踏まえ、本学では一般教養教育の充実、臨床薬学教育の充実、長期実習などを盛り込んだ6年一貫教育を実践し、さらには「個の医療」「予防医療」へ貢献できる薬剤師育成を実現することのできるカリキュラムを実践します。このため、以下の教育に努めています。

- ①一般教育の充実
- ②臨床薬学教育の充実
- ③個の医療を実現する教育内容
- ④病院・薬局での実務実習の充実

アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れの方針）

建学の精神に基づく教育理念と目標を達成するために、入学試験に当っては学力だけではなく、以下のような資質と意欲を持つ入学者を各学科ごとに受け入れたいと考えています。

- ①将来、薬剤師として医療に貢献する情熱を持つ者
- ②人々の健康や薬の適正使用に関心を持ち、医療や健康に関わる分野での活躍を強く望む者
- ③薬学を修めようという強い決意と意欲を備える者

【健康薬学科】

疾病を予防し地域医療や国民のセルフメディケーションの推進を目指す者

【漢方薬学科】

漢方を修め未病を治すという考えを重視しこれを実践することを志す者

【臨床薬学科】

個々の疾病の特殊性に対応できる臨床薬学能力を備えることを目的とする者

なお、平成28（2016）年3月31日付けで、文部科学省高等教育局長より「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」という通知が発出され、平成29（2017）年4月1日より「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」の策定と公表が求められるようになった。

本学では、これまで、これらの三つの方針を策定し、学生便覧、ホームページ等で公表してきたが、この通知の中で「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めるに当っては「卒業の認定に関する方針」との一貫性を確保する必要があるとされたため、平成28（2016）年3月末までに、これら三つの方針の妥当性を検証し、改訂を実施した。

■ 「自己点検・評価書」作成のプロセス

【自己点検・評価体制】

◇ 自己点検・評価委員会の設置と構成

平成 28 (2016) 年度より、自己点検・評価委員会並びに関連ワーキンググループ (WG) を整備し、本学の自己点検・評価体制の充実を図っている。自己点検・評価組織の構成は以下のとおりである。

自己点検・評価委員会	自己点検・評価 WG
◎山下、○小俣、都築(明)、都築(繁)、石毛、篠塚、千葉、埴岡、金、定本、森、岡、大場、乳井、市来、狩野、田草川、浅川、田端、水落、谷、山本、大根田、廣松、佐々木、村松	◎山下、○小俣、石毛、篠塚、埴岡、都築(繁)、金、定本、森、岡、大場、福田、藤井、中島、澤木、宮代、榊原、加藤(真)、加藤(輝)、田邊、山口、黒岩、鷺見、石井、大河原、村田、難波、友部、川嶋(剛)、川嶋(芳)、五十鈴川(和)、梶原、日塔、田口、小林(芳)、乳井、市来、狩野、田草川、浅川、田端、水落、谷、山本、大根田、廣松、佐々木、村松、小田島
	薬学教育評価準備 WG
	◎小俣、○千葉、石毛、篠塚、都築(繁)、金、定本、森、山下、藤井、澤木、田邊、山口、宮代、黒岩、榊原、村田、日塔、梶原、岩瀬、乳井、市来、狩野、田草川、浅川、田端、水落、谷、山本、大根田、廣松、佐々木、村松

◎委員長・WG長、○副委員長、副WG長

◇ 自己点検・評価 担当責任者

- 1 教育研究上の目的：山下 幸和、小俣 義明、佐々木 茂
- 2 カリキュラム編成：澤木 康平、中島 敏治、中嶋 光治
- 3 医療人教育の基本的内容：石井 邦雄、山口 友明、奥平 和穂、水落 英三
- 4 薬学専門教育の内容：篠塚 達雄、梶原 康宏、中嶋 光治
- 5 実務実習：山口 友明、増田 寛樹
- 6 問題解決能力の醸成のための教育：篠塚 達雄、藤井 儀夫、中嶋 光治
- 7 学生の受入：出雲 信夫、五十鈴川 和人、山本 禮正
- 8 成績評価・進級・学士課程修了認定：福田 幸男、梶原 康宏、山田 義法
- 9 学生の支援：埴岡 伸光、加藤 真介、谷 俊彦
- 10 教員組織・職員組織：石毛 敦、篠塚 達雄、田端 井一、狩野 康夫、
佐々木 茂、水落英三
- 11 学習環境：篠塚 達雄、山田 義法
- 12 社会との連携：渡邊 泰雄、定本 清美、谷 俊彦
- 13 自己点検・評価：山下 幸和、小俣 義明、佐々木 茂

◇ 自己点検・評価書の最終確認体制

自己点検・評価書の記載内容については、自己点検・評価委員会の中に設置

された検討分科会が中心となり、各中項目担当責任者にヒアリングを行うことで根拠資料に基づいた記載かどうか、また、観点に沿って記載されているかどうかを確認し、適切なフィードバックを行うことによって、内容を修正した。

【薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）への対応】

平成 27（2015）年度から、改訂モデル・コアカリキュラムが導入されたため、1・2年次は、改訂モデル・コアカリキュラムに対応した新カリキュラムで教育を行っている。3年次以降は、旧モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムで教育を行っているが、科目の読み替えの可能性などを考慮して、改訂モデル・コアカリキュラムに準じて教育内容に微修正がなされており、無理なく改訂モデル・コアカリキュラムへ移行している。

【自己点検・評価書作成の経緯】

☆ 自己点検・評価書作成のスケジュール

<平成 28（2016）年>

4月上旬：自己点検・評価委員会のメンバー入れ替え

5月中旬：自己点検・評価委員会、ワーキンググループ会議の開催（第1回会議）

10月から11月末：資料作成に向けての準備作業

12月上旬：記載フォーマットを各教員、部署、各分担者に提示し、自己点検・評価書の作成と提出を依頼（説明会：第2回会議）

<平成 29（2017）年>

2月末：各教員、部署からの平成 28 年 12 月までのデータ、自己点検・評価書の提出

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状] (基準ごと)	1
[点検・評価]	} (中項目ごと) 2
[改善計画]	
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状] (基準ごと)	4
[点検・評価]	} (中項目ごと) 10
[改善計画]	
3 医療人教育の基本的内容	11
[現状] (基準ごと)	11
[点検・評価]	} (中項目ごと) 33
[改善計画]	
4 薬学専門教育の内容	
[現状] (基準ごと)	35
[点検・評価]	} (中項目ごと) 44
[改善計画]	
5 実務実習	
[現状] (基準ごと)	45
[点検・評価]	} (中項目ごと) 67
[改善計画]	
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状] (基準ごと)	69
[点検・評価]	} (中項目ごと) 75
[改善計画]	
『学生』	76
7 学生の受入	
[現状] (基準ごと)	76
[点検・評価]	} (中項目ごと) 82
[改善計画]	

8	成績評価・進級・学士課程修了認定	
	[現状] (基準ごと)	83
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
9	学生の支援	
	[現状] (基準ごと)	98
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
		119
	『教員組織・職員組織』	120
10	教員組織・職員組織	
	[現状] (基準ごと)	120
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
		140
	『学習環境』	141
11	学習環境	
	[現状] (基準ごと)	141
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
		147
	『外部対応』	148
12	社会との連携	
	[現状] (基準ごと)	148
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
		154
	『点検』	155
13	自己点検・評価	
	[現状] (基準ごと)	155
	[点検・評価]	} (中項目ごと)
	[改善計画]	
		160

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】 教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】 教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】 教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】 教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

[現状]

横浜薬科大学の使命および目的は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、社会的ニーズを踏まえて学則第1条に以下のように明示されている。(資料 2-1. 65 頁)【観点 1-1-1】

本学は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の規定するところに従い、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とする。

これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命とする。

近年、医学・薬学研究の顕著な発展により、種々疾病の発症メカニズムや治療体系が確立されるとともに、数々の新規作用機序の医薬品が開発されてきた。これら医薬品の適正使用には、高度な薬学的素養を身につけた薬剤師の育成がますます重要になっている。横浜薬科大学学則第3条に定められている各学科の使命・目的として健康薬学科においては、個人のみならず社会の健康維持を常に意識し、薬食同源の知識をもって疾病の予防と健康の増進に努め、地域医療や国民のセルフメディケーションの推進に積極的な役割を果たすことができる薬剤師の育成を、漢方薬学科においては、漢方の経験的な知見を理解し、「未病」の概念に基づいた健康のサポートを実践するために漢方薬の活用ができ、現代医療におい

て有用性が高まっている漢方薬に精通した薬剤師の育成を、また臨床薬学科においては、現代の臨床医学・薬学に関する教育を通じて、病棟での薬剤師業務の在り方を正しく認識し、癌、糖尿病、心臓病などの疾患に対応できる専門性の高い薬剤師や高齢者の在宅ケアに通じた薬剤師など、21世紀型の患者中心の医療に対応できる薬剤師の育成を掲げている。このように、各学科ごとに医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会的ニーズに応えられるよう、研究教育上の目的を設定している。【観点 1-1-2】【観点 1-1-3】

これらの教育研究上の目的は学生便覧に記載するとともに、わかりやすく説明したリーフレットを作成して、学生、教職員に周知している。また、ホームページ上に掲載することで広く社会にも公表している。(資料 2-1. 65、66 頁、資料 1-1-①)【観点 1-1-3】【観点 1-1-4】

教育研究上の目的については、定期的な検証が十分行われていないのが現状であるが、カリキュラムについては、6年制新薬学教育制度が開始されて以来、教務委員会の下におかれたカリキュラム・ワーキンググループで随時、検証と見直しが行われてきた。さらに、平成 27 (2015) 年度からの改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに添った本学のカリキュラム改正にあたり、「薬剤師に求められる基本的な資質」に基づいて、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの見直しを行っており、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日に公表予定である。(資料 1-1-②)【観点 1-1-5】

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価]

本学の建学の精神、教育理念である「個性の伸展による人生練磨」を礎として、薬剤師養成教育に科せられた使命を踏まえ、個の医療を推進することができる薬剤師の養成、惻隱の心を持つ薬剤師の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた薬剤師の育成を目的とした薬学教育プログラムを設定しており、医療を取り巻く環境や社会が求める薬剤師に必要とされる資質を反映したものとなっている。これらは、学生便覧およびホームページに掲載するとともに、リーフレットを作成することで広く学生、教職員に周知し、社会にも公表している。教育研究上の目的の定期的な検証以外は、概ね達成されている。【基準 1-1】

[改善計画]

自己点検・評価委員会が毎年、定期的に教育研究上の目的の適切性について検証を行い、社会的要望と時代のニーズに則して、必要に応じて学則等の改訂案を提示して、教授会並びに理事会の承認を諮ることとする。【基準 1-1】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 1-1-① リーフレット
- 資料 1-1-② 「現行ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーの見直し案」：28 年度部長会、学科長会議資料

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】 教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】 教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】 教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】 教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬剤師養成教育に科せられた使命を踏まえ、個の医療を推進することができる薬剤師の育成、惻隱の心を持つ薬剤師の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観および国際感覚を兼ね備えた薬剤師の育成を目的とし、カリキュラム・ポリシーを設定して、「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム」を踏まえた教育を実践している。平成 14（2002）年に薬学教育 6 年制を見越して教育内容の改善・充実の方策として日本薬学会から「薬学教育モデル・コアカリキュラム」が提示された。このモデル・コアカリキュラムに加え、「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」からの提言に配慮して、本学では一般教養教育の充実、長期実習などを盛り込んだ 6 年制教育カリキュラムを設定し、「個の医療」「予防医療」に貢献できる薬剤師の育成実現を目指している。このため、教育上、重点を置いているのは以下の項目である。

①一般教育の充実 ②臨床薬学教育の充実 ③個の医療を実現することができる教育内容 ④病院・薬局での実務実習の充実

なお、平成 28（2016）年 3 月 31 日付で文部科学省より「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」が発出され、平成 29（2017）年 4 月 1 日よりカリキュラム・ポリシーを含む 3 ポリシーの策定と公表が求められている。

本学においても、教務委員会およびカリキュラム委員会を中心に、教育理念と 3 ポリシーの整合性について再度検討を行い、健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科ごとに特色あるカリキュラムを提供するため、カリキュラム・ポリシーの改訂を予定している。【観点 2-1-1】

教育課程の編成・実施方針の制定に関して中心的な役割を担う教務委員会は、本学の常設委員会の一つとして設置されており、カリキュラム・ワーキンググループはその下部組織として設置されている。カリキュラム・ポリシーは、教務委員会およびカリキュラム・ワーキンググループで検討した後に教授会で審議し、その内容を参考にして学長が決定する。このように、教育課程の編成・実施の方針の設定は、本学全体の取り組みにより行われている。(資料 2-1-①、資料 2-1-②) **【観点 2-1-2】**

本学の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、カリキュラムの特徴とともに学生便覧に明記するとともに、本学のホームページ上にも掲載している。これらを通じて、学内の教職員および学生に周知するとともに、広く社会にも公表している。(資料 2-1. 13 頁、資料 2-1-③)

【観点 2-1-3】【観点 2-1-4】

根拠資料・データ

資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）

資料 2-1-① 「建学の精神と教育理念」

資料 2-1-② 「本学のカリキュラム・ポリシー（案）」

資料 2-1-③ 横浜薬科大学ホームページ

(URL:http://www.hamayaku.jp/images/material/56/…/k_CurriculumPolicy.)

カリキュラム・ポリシー

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

【現状】

本学の薬学教育カリキュラムは、平成 18（2006）年の開校時より、6年制薬学教育による教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されている。平成 27（2015）年度に実施された「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂に伴い、改訂モデル・コアカリキュラムに準じて、順次薬学教育カリキュラムの再編成を行っており、平成 28（2016）年度には2年次まで再編成が終了している。（資料 5. 3～5頁、資料 2-2-①）【観点 2-2-1】

カリキュラムは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」、「薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム」および「薬剤師として求められる 10 の基本的な資質」に則って編成されており、さらに本学の健康・漢方・臨床薬学科の3学科独自の専攻科目（健康薬学科：「運動と健康」、「精神と健康」など、漢方薬学科：「伝統医薬学」、「漢方薬物学」など、臨床薬学科：「介護学概論」、「運動療法学」など）を加えて、特色あるものとしている。6年制薬学教育の趣旨に添って臨床教育に重点を置きつつ、基礎薬学教育を充実させ、かつ基礎と臨床との円滑な連携を可能とする編成となっている。

1・2年次には、基礎的な科学力を養う科目や語学系科目などの教養教育科目に加え、「社会薬学1」の中で行われる早期体験学習では病院、薬局、製薬企業などを見学し、「社会薬学1」、「社会薬学2」では、障がいを持つ方や高齢者の心理を理解する講義や、コミュニケーション能力を高める小グループ討論（SGD：Small Group Discussion）を実施し、薬学と社会の関係を理解する力を修得することを目指している。3・4年次には、基礎的な薬学を学ぶ科目に加え、「薬剤師として求められる 10 の基本的な資質」の薬物療法における実践的能力、地域の保健・医療における実践的能力に関連する科目を開講し、5・6年次の科目や実務実習に繋がる編成となっている。このように薬学の基礎および専門領域の総合的な理解に加え、5・6年次の約2年間の研究室配属による卒業研究では、十分研究に取り組むことができる時間数を確保しており、その成果は6年次の8月に

全員が発表を行い、卒業論文を作成する。この卒業研究を通じて科学的根拠に基づいた研究能力と問題解決能力を養うとともに、卒業後も本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理念とした惻隱の心を持った人間性豊かな医療人・薬剤師として生涯にわたり知識、技能、態度の自己研磨を高め続けることができる意欲と態度を有する人材を育成する教育を行っている。このように本学のカリキュラムは薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目的とした教育に偏重したものではない。(資料5. 3～8頁、資料2-2-②)【観点 2-2-2】

薬学教育カリキュラムの内容については、教務委員会およびカリキュラム委員会で検討されており、改訂点等については全教員に通知している。また、FD セミナー・研修会においても薬学教育カリキュラムについて討論している。平成 29 (2017) 年度以降も教務委員会、カリキュラム・ワーキンググループを中心として、改訂モデル・コアカリキュラムを踏まえたカリキュラムの編成を行っていく予定である。【観点 2-2-3】

根拠資料・データ

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）

資料 2-2-① 改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムによるカリキュラム編成

資料 2-2-② 平成 28 年度ツリー型カリキュラムマップ

2 カリキュラム編成

[点検・評価]

本学のカリキュラムは、教育研究上の目的に沿った教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて構築されており、基準を満たしている。

その内容は学生便覧や大学ホームページ上に明記し、学生、教職員に周知するとともに、社会にも公表している。【基準 2-1】

SGD や PBL（Problem Based Learning）を取り入れた講義や卒業研究を通じて、問題解決能力、研究能力および生涯にわたって知識・技能を高め続ける態度の育成を図っており、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に偏ったものではなく、適正であると言える。【基準 2-2】

[改善計画]

研究教育上の目的と改訂予定のカリキュラム・ポリシーが、医療や薬剤師を取り巻く現状を的確に反映し、「薬剤師として求められる 10 の基本的な資質」の修得と整合性が取れたものであるかについては、今後も慎重に検証していく必要がある。【基準 2-1】

薬学教育カリキュラムの構築、変更体制は整備されているが、改訂モデル・コアカリキュラムに基づいた構築を平成 32（2020）年度まで順次行う必要があり、教務委員会およびカリキュラム・ワーキンググループを中心に検討を進める。

【基準 2-2】

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

〔現状〕

ヒューマニズム教育・医療倫理教育は、薬剤師教育の根幹であり、学生がその行動を身に付けるために、低学年から連続性のあるカリキュラム編成に重点を置き、ディプロマ・ポリシーおよび「薬剤師として求められる10の基本的な資質」の修得をアウトカムになるよう配慮している。(資料 3-1-1-①)

すなわち、科目ごとの到達パフォーマンスレベルを4段階に設定し、全学年を通して、順次性のある体系的なカリキュラムを組み立てている。また、完結型の授業としてではなく、他領域との連携も考慮した、順次性のある一貫した学習が行えるよう心掛けている。(資料 3-1-1-②)

1年次には、医療人教育のスタートとして、相互の信頼関係を構築することが重要である。それを目的として、「社会薬学1」の授業の一環として、平成27(2015)年度から1年次の4月に2泊3日の研修(フレッシュマンセミナー)を学園が所有する軽井沢セミナーハウスで実施している。(資料 3-1-1-③)

【観点 3-1-1-1】

また、様々な角度から医療人教育の基礎であるヒューマニズムを学ぶが、「社会薬学1」と「早期体験学習」の2本柱で学修への動機付けと小グループ討論(SGD)を体験し、2年次の「社会薬学2」で学修をより深めることができるよう工夫している。すなわち、生命倫理教育から始め、患者や医療提供者の心理・立場・環境の理解、相互の信頼関係を構築するためにどのような行動をとるべきか、また

薬剤師としての倫理観・使命感を考える臨床倫理に至るまで段階的に修得することを目指して SGD とポートフォリオを中心とした学習を行っている。学生の成長度は、ポートフォリオをルーブリック表で評価している。(資料 3-1-④)

【観点 3-1-1-2】【観点 3-1-1-3】【観点 3-1-1-4】

平成 29 (2017) 年度からは 3 年次の医療倫理学でも SGD を取り入れており、「社会薬学 2」からの連続性を重視する。なお、これまでは、「薬剤学実習 1」および「薬剤学実習 2」において薬剤師として倫理的な行動が取れるように態度領域教育を実施してきた。(資料 3-1-1-⑤)

4 年次の実務実習プレ教育では、より実践的な課題について SGD を実施し、実務実習に出る前の最終確認をしている。(資料 3-1-1-⑥)

5 年次の実務実習では、臨床での実践を体験し、各実習期終了後に実務実習の振り返りのための SGD を行っている。(資料 3-1-1-⑦)(資料 3-1-1-⑧)

また、I 期、II 期終了後には、成果報告としてのポスター発表、4 月に年間報告会として選抜した学生による口頭発表と全員参加のポスター発表を実施している。(資料 3-1-1-⑨)

本学の健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科の卒業要件単位は、189 単位であるが、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関係する授業は、以下のとおりである。1 年次の必修科目は、「心理学」(1 : 1 単位、以下同じ)、「医療と哲学」(1)、「薬学概論」(1)、「社会薬学 1」(1)、「早期体験学習」(0.5)、「情報科学入門」(1)、「情報処理演習」(1) であり、選択科目として、「医療と法律」(1)、「社会福祉学」(1) が配当されている。2 年次には、「社会薬学 2」(1.5) が、3 年次には、「医療倫理学」(1.5)、「調剤学」(1.5)、「健康と薬物」(1)、「フィジカルアセスメント」(1)、「薬剤学実習 1」(1)、「薬剤学実習 2」(1) が、また、4 年次には、「医療コミュニケーション論」(1)、「医薬品情報学」(1)、「実務実習プレ教育 1」(6)、「実務実習プレ教育 2」(2) が、そして 5 年次には「実務実習 1」(10)、「実務実習 2」(10)、「ポスト教育」(1) を学修しており、選択科目を除いた単位数は 46 単位である。したがって、卒業要件の 1/5 以上を占めている。(資料 5)

【観点 3-1-1-5】

根拠資料・データ

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

資料 3-1-1-① ディプロマ・ポリシー

資料 3-1-1-② A、B 領域カリキュラムマップ

資料 3-1-1-③ フレッシュマンセミナー

資料 3-1-1-④ 「社会薬学 1」シラバス、社会薬学 2 シラバス・授業資料

資料 3-1-1-⑤ 「薬剤学実習 1、2」シラバス

資料 3-1-1-⑥ 「実務実習プレ教育」シラバス

資料 3-1-1-⑦ 臨床倫理課題資料

資料 3-1-1-⑧ SGD 学習資料

資料 3-1-1-⑨ 成果報告会資料

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【現状】

教養科目プログラムは、薬学準備教育ガイドラインを参考にして、過不足なく配置されている。

同ガイドラインで例示されている内容に対応させて、(1) 人と文化には「医療と哲学」、(2) 人の行動と心理には「心理学」、(3) 薬学の基礎としての英語には「基礎英語1・2」および「薬学英語1～5」、(4) 薬学の基礎としての物理には「教養物理学」、(5) 薬学の基礎としての数学には「基礎数学」、(6) 薬学の基礎としての生物には「教養生物」、(7) 薬学の基礎としての数学・統計学には「基礎数学」、(8) 情報リテラシーには「情報科学入門」および「情報処理演習」、(9) プレゼンテーションには「国語表現法」を、それぞれ必修科目として設定している。(資料3-2-1-①、資料2-1. 83～85頁、資料5. 3～8頁、資料3-2-1-

②) 【観点 3-2-1-1】

加えて、選択科目として人文・社会領域で6科目(「人間と哲学」、「社会と法律」、「社会と経済」、「医療と経済」、「医療と法律」、「社会福祉学」)、外国語領域6科目(「英会話1・2」、「中国語1・2」、「ドイツ語1・2」)を開講し、社会のニーズに対応した編成となっている。また、時間割編成においても、人文・社会領域については前期3科目、後期3科目に分け、さらに2クラス編成とするなどの配慮をしている。【観点 3-2-1-2】

教養科目の中で、薬学領域の学習と関連付けて体系的に履修できるカリキュラム編成を目指す科目として「教養物理学」、「教養化学」、「教養生物学」があり、前述のように必修科目として前期に設定されて、専門科目への橋渡しの役割を担っている。担当者は全て専任教員であり、「教養物理学」は単独で、「教養化学」と「教養生物学」はオムニバス形式で授業を実施している。【観点 3-2-1-3】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）
- 資料 3-2-1-① 薬学準備教育ガイドライン
- 資料 3-2-1-② 横浜薬科大学教育計画 平成 28 年度（前期）、（後期）

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

[現状]

本学では「惻隱の心を持つ薬剤師を育成する」という教育目標を掲げ、6年間にわたる講義演習および実習を通して、知識を活用する能力、論理的思考力、課題探求力、表現能力、弱者の気持ちを理解したコミュニケーション力といった本学が薬剤師に必要と考える個々の能力を統合する能力と自らの個性の伸展を図ることができる能力を身に付けることをディプロマ・ポリシーの一部としている。

本学では、入学直後に行われるフレッシュマンセミナーにおいて、初対面の学生同士が2泊3日の合宿生活をするすることで、相手の話を傾聴し、共感するなどの体験をする場を設定している。

コミュニケーション能力を身につけるための教養科目として「心理学」および「国語表現法」が、また医療に携わる薬学生に必要とされる専門教育科目として、「社会薬学1」が1年次に、そして「社会薬学2」が2年次に開講されている。これらはいずれも必修科目であり、「社会薬学1」および「社会薬学2」は、薬学導入科目と位置付けられている。「心理学」では、対人関係における基本的事項とコミュニケーションの重要性について理解を深める授業が行われており、「国語表現法」では、薬剤師に必要な他者に寄り添う視座の育成を到達目標の一つに掲げている。「社会薬学1」では、医療人としての倫理観とヒューマニズムを修得することや障がいを持った人や高齢者への理解を深めることを学び、「社会薬学2」では、社会に貢献できる薬剤師としての心構えや多職種との連携に欠かせないコミュニケーション能力を身に付ける。

3年次臨床医療系科目では、「医療心理学」で薬学の専門家として患者、その家族、医療従事者、地域社会との信頼関係を確立するために、相手の心理、立場、環境を理解するための授業が行われている。4年次臨床医療系科目では、「コミュ

ニケーション論」で疾患や薬剤に対して薬剤師が患者へのコミュニケーションを通したファーマシューティカルケアの授業が行われている。3年次の「薬剤学実習Ⅱ」の医療面接実習では、学生同士でのロールプレイングにより患者とのコミュニケーション技術を修得している。また、「医療倫理学」では、患者中心の医療とチーム医療における医療者と患者関係者とのコミュニケーションの方法について授業が行われている。さらに「実務実習プレ教育」において、臨床における心構えや患者・来局者対応、服薬指導、患者教育などに関する講義を通して、聞き手（患者）および自分（薬剤師）が必要とする情報の把握や状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われている。（資料 2-1.14 頁、資料 5.16, 28, 49, 80-81, 152-153, 156-157, 161, 189, 194, 196-200 頁、資料 3-2-2-①）

【観点 3-2-2-1】【観点 3-2-2-2】

薬学生および薬剤師としての倫理観を持ったコミュニケーションに必要な知識・技能・態度を学習する授業の一環として、医学・薬学関連のテーマによる SGD と発表会が行われている。1年次では「社会薬学 1」、2年次では「社会薬学 2」、3年次では「調剤学 I」、4年次では「実務実習プレ教育（フィジカルアセスメント実習を含む）」において小グループ討論（SGD）と発表会が行われ、具体的なテーマや症例について討論や意見交換を行うグループ学習を体験することを通して、チーム医療の基礎となる個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われている。（資料 5.49, 80-81, 152-153, 196-200 頁）

【観点 3-2-2-3】

このように、本学では入学直後から各学年を通してコミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育が行われている。講義科目では、筆記試験による総括的な知識を評価している。SGD では、予めいくつかの課題を与え、レポートを作成させて、レポートの内容を評価するとともに、SGD への取り組みの態度や発表の表現力を形成的に評価している。医療面接の患者対応実習では、ロールプレイングにより、学生同士でコミュニケーション力を向上させており、教員との質疑応答などを含めて知識・技能・態度について、評価シートを用いて形成的に評価している。（資料 2-1.19-21 頁、資料 5.16, 28, 49, 80-81, 152-153, 156-157, 161, 189, 194, 196-200 頁、資料 3-2-2-②、資料 3-2-2-③、資料 3-2-2-④、資料 3-2-2-⑤）

【観点 3-2-2-4】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度 (6 年制)
- 資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画 (6 年制)
- 資料 3-2-2-① H28 年度フレッシュマンセミナーガイド
- 資料 3-2-2-② H28 年度社会薬学 2 SGD 評価表
- 資料 3-2-2-③ H28 プレ教育 SGD 評価表
- 資料 3-2-2-④ H28 フィジカルアセスメント実習 SGD 評価表
- 資料 3-2-2-⑤ H28 薬剤学実習Ⅱ 医療面接評価表

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】 語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

本学の語学教育は、社会のグローバル化に対応するため、国際的共通語・学術語である英語と、第2外国語であるドイツ語と中国語からなっている。どの語学科目においても、単に語学力の向上を図るだけでなく、当該言語を使用する国・地域あるいは民族の文化を知り、その理解を通して、多様性の中に調和的な思考や視野の醸成を図っており、生涯にわたって、主体的かつ創造的に考え、国際的に活躍できる人材の育成を目指している。

英語の学習は基礎英語、薬学英语、英会話からなり、1年次には必修科目として前期「基礎英語1」1単位、後期「基礎英語2」1単位の履修を課している。

また、選択科目として、「英会話」「中国語」「ドイツ語」各1単位を前後期に履修することができる体制を整えており、より幅広い国際的な視野を持てるようにしている。基礎英語では「読む」と「書く」に、英会話では「聞く」と「話す」に、また薬学英语では「読む」に重点が置かれた授業の構成になっており、「読む」「書く」「聞く」「話す」の全ての要素を学習できるよう時間割を編成して、指導を行っている。また、高等学校での英語学習を補完した上で、基礎学力を向上させ、科学英語の読解を経て、最終的に英文の専門書や論文等の読解ができるよう、適切なステップを踏んだ教育を行っている。

また、薬学英语に関しては、薬学準備教育ガイドライン（資料3-2-3-①）に準じ、必修科目として1年から4年次までに基礎薬学から応用薬学、さらに医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身に付けるため「薬学英语1」、「薬学英语2」、「薬学英语3」および「臨床薬学英语」各1単位を配当しており、段階的に修得していく体系としている。（基礎資料5．資料2-1．83～85頁、資料5．3～8、13、23、36、39、71頁）**【観点 3-2-3-1】****【観点 3-2-3-2】**

ドイツ語、中国語は「読む」「聞く」の要素が主体となっている。英会話では、ペアワークの手法を取り入れ、英語を通じて積極的なコミュニケーションが図れる基礎語学力の醸成を図るとともに、将来、薬剤師として経験するであろう、医療現場における服薬指導を含めた会話力向上の教育を行っている。(資料 2-1. 83～85 頁、資料 5. 3～8、37、38、40、41 頁)

【観点 3-2-3-3】【観点 3-2-3-4】

このほか、キャリアセンターの主催で希望者に対し TOEIC の試験を学内で実施している。本年度は 45 人が受験した。また、英国オックスフォード大学およびケンブリッジ大学での語学研修も行っている。

前述のように英語学習においては、基礎英語で基礎力と応用力が養われ、薬学英語 1 で行われる科学英語に関わる学習で、いわゆる教養英語から専門英語へのステップアップがなされる。さらに薬学英語、臨床薬学英語を通して、英文専門書・論文の読解のステップへ進めるように、時間割が体系的に組まれている。特に、5、6 年次に配当されている卒業研究を始めとする専門研究では小人数教育となるため、英文専門書・論文の読解力の格段の向上が図られている。(資料 5. 25、71、121、169、207、223 頁) **【観点 3-2-3-5】**

根拠資料・データ

基礎資料 5	語学教育の要素
資料 2-1	学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
資料 5	薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）
資料 3-2-3-①	薬学準備教育ガイドライン（例示）

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

[現状]

本学では、12月末日までの入学試験合格者(AO入試[第I期]、推薦入試[指定校、公募])に対し、入学前リメディアル教育として、通信教育、座学による講義を行っている。通信教育用の教材の配付と同時に学習テキストを配付し、自宅学習を促すとともに、大学において12月末日と3月末日に合計3日間のスクーリングを行っている。(資料3-3-1-①、資料3-3-1-②、資料3-3-1-③、資料3-3-1-④、資料3-3-1-⑤) 加えて、入学時にプレースメントテスト(化学、生物、物理・数学)(資料3-3-1-⑥)を入学者全員に対して行い、高校での学習内容を十分に把握できていない学生を抽出し、薬学教育センター所属教員が中心となって高校における未履修科目の学修支援を行うことにより、学力の向上を目指している。薬学教育センターは、大学での学習について、勉強法の指導や、入学前教育、リメディアル教育、CBT対策、国家試験対策、各学年の成績不振者への対応などを通して広く学生の学修を支援している。また、学生の年齢と近い教員を配置し、学生が生活上の悩みなども相談できる体制を整えている。新入生対象の導入教育としては、アカデミックスキル講座を設け、その中で「スタディスキル(大学での学び方:以下の基本スキル講座への導入)」「ノート・テイキング(ノートの取り方の基本スキル)」「クリティカルリーディング(リーディングの基本スキル)」「アカデミックライティング(文章作成の基本スキル)」「キャンパスツアー(学内施設案内)」を行っている。(資料3-3-1-⑦) 1年次後期から始まる薬学専門科目への橋渡し教育として、専門科目とのギャップを埋める目的で「薬学概論」(資料5. 48頁)およびSGDを含む「社会薬学1」(資料5. 49頁)を開講している。また、薬学準備教育ガイドラインの例示(資料3-2-3-①)に対応する科目として、(1)人と文化には「医療と哲学」、「人間と哲学」(資料5. 29、30頁)、(2)人の行動と心理には、「心理学」(資料5. 16頁)、(3)薬学の基礎としての英語には「基礎英語1、2」(資料5. 13および23頁)、(4)薬学の基礎としての物理には「教養物理学」(資料5. 21頁)、(5)薬学の基礎としての化学には「教養化学」(資料5. 17頁)、(6)薬学の基礎としての生物には「教養生物学」(資料5. 19頁)、(7)薬学の基礎としての数学・統計学には「基礎数学」および「基礎統計学」(資料5. 22および51頁)、(8)情報リテラシーには「情報科学入門」および「情報処理演習」(資料5. 14および26頁)の13科

目を配当している。【観点 3-3-1-1】

根拠資料・データ

- 資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）
- 資料 3-2-3-① 薬学準備教育ガイドライン（例示）
- 資料 3-3-1-① 平成 28 年度スクーリング（入学前教育）のご案内
- 資料 3-3-1-② 平成 28 年度スクーリング（入学前教育）の申込書
- 資料 3-3-1-③ 入学前教育プログラムのご案内（保護者向け及び高校指導担任向け）
- 資料 3-3-1-④ 平成 28 年度第 2 回スクーリング（入学前教育）のご案内
- 資料 3-3-1-⑤ 平成 28 年度第 2 回スクーリング（入学前教育）申込書
- 資料 3-3-1-⑥ 平成 28 年度新入生へのプレースメントテスト結果・欠席者リスト
- 資料 3-3-1-⑦ 平成 28 年度新入生対象導入教育 実施報告書

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

「早期体験学習」は、将来医療に携わり、国民の健康維持等を担う医療人としての薬剤師になるために必要な知識、技能、態度を身に付ける6年間の薬学教育への動機付けと、入学後の学習に対するモチベーション向上を目的として、1年次前期に実施している。本学における早期体験学習は、ヒューマニズム教育の一環である「社会薬学1」の中に組み込まれている。

薬剤師が活躍する現場を見学する実習として、病院、薬局、製薬・化粧品企業、行政機関（神奈川県赤十字血液センター）の見学を実施している。本学では、学生数、見学先施設数、時間的制約、教員の負担などから、学生の見学先は1施設としている。各施設の訪問に際しては、教員1～2人が引率している。（資料3-3-2-①、資料3-3-2-②）**【観点 3-3-2-1】**

施設見学前には、1グループ8～9人での小グループ討論（SGD）を行っている。SGDの前に見学先施設の概要調査、施設で体験してみたいこと、質問等の課題を提示し、レポートを提出させている。SGDでは、事前に調べた課題について討論し、結果を各グループでまとめ、各グループ10分間（質疑応答時間を含む）の発表を行っている。最後に、改めて発表内容が優秀であったグループ（5グループ程度）の発表を行い、参加学生全員で総合討論を行っている。他グループの発表を聴くことにより、自己または自分のグループへの振り返り効果も同時に得られるように工夫している。これにより、学生が施設見学に関心を持って臨むことができるため、見学施設での質疑応答が活発になることが期待される。SGDでは、5グループに2～3人の教員をチューターとして配置している。

【観点 3-3-2-2】

実習施設見学後にSGDは行っていないが、実習内容と感想を記入した「早期体験学習報告書」を提出させている。早期体験学習から得られたこと、これからの勉学・学習、大学生活に対する考えなども記入させ、学習効果を高めている。

さらに、早期体験学習アンケートを実施し、学生の早期体験学習に対する取り組み、意見、要望などを把握するようにしている。その結果は、今後の早期体験学習の改善に活用している。

実習施設見学前には、薬剤師の病院、薬局、企業、行政機関での役割や、医療

人としての基本的な身だしなみ、態度に関する注意点などについて指導を行っている。また、障がい者の方に来ていただき、障がい者の方の心身に対する理解を深める講義を行ったり、応急手当の実践を戸塚消防署の方々の指導の下に実施して、医療人として身に付けるべき救命救急法を体得するための講義及び実習を行ったりしている。これにより、身体の不自由な方の気持ちや救命救急の在り方について考える機会を与えている。成績評価は、課題レポート、報告書の作成・提出、施設見学先への出席状況などから総合的に判定している。(資料 3-3-2-③)

「早期体験学習」は、単独の科目として実施することが望ましいと考えられるので、次年度以降の実施を検討している。また、教育効果を挙げるために施設見学後の SGD の実施も考慮している。(資料 3-3-1-⑦)

根拠資料・データ

- 資料 3-3-1-⑦ 平成 28 年度新入生対象導入教育 実施報告書
- 資料 3-3-2-① 2016 年度早期体験学習の手引き
- 資料 3-3-2-② 平成 28 年度早期体験学習実施施設一覧と見学学生数
- 資料 3-3-2-③ 平成 28 年度早期体験学習報告書

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

[現状]

下表中の科目で、特に薬害・医療過誤・医療事故防止に着目した内容が教授されている。

科目名	配当年次	講義内容	根拠資料
薬学概論	1	医薬品の主作用と副作用の発現メカニズムについて学び、副作用の予防法と副作用への対処法を修得する。	資料5 48頁
社会薬学1	1	重篤な副作用の発現例を通じて、患者（特に障がいを持つ人や高齢者）やその家族等に対して医療人が果たすことができる役割について理解するとともに、副作用の回避や軽減に繋がる具体的な方策を討議する。	資料5 49頁
社会薬学2	2	医薬品による薬害発現の実態（概要および背景）を認識するとともに、患者の安全を守り、薬害患者を救済するという薬剤師の使命と責任を自覚する。	資料5 80頁
医療心理学	3	薬害患者の心理状態やその家族・親族の心理状態について学び、心理的苦痛軽減のためにどのような配慮が必要かを理解する。また、薬害の内容に応じた具体的対処法を学ぶ。	資料5 156頁
医療コミュニケーション論	4	代表的な疾患および薬剤を取り上げ、効果的な薬物治療と薬害回避を実現するために必要な患者とのコミュニケーションについて学ぶ。	資料5 189頁

医薬品副作用学	4	医薬品によって発症する有害事象である過敏症、血液障害、腎・泌尿器・生殖器障害、精神障害、末梢神経障害、循環器障害、消化器障害、呼吸器障害、内分泌障害、感覚器障害、皮膚障害、筋・骨格障害のメカニズムを学び、予防法並びに対処法を理解する。	資料5 192頁
リスクマネージメント論	4	多くの医療事故の原因は医薬品に関連していることを認識する。そして、薬剤師として「安全で安心な医療」を展開するために、医療分野におけるインシデントおよびアクシデントの事例を学び、診療記録から処方の評価することで、薬剤師の視点によるリスク管理を習得する。	資料5 193頁
薬事関係法規・制度	4	代表的な薬害の例を示し、医薬品副作用被害救済制度による具体的対応について学ぶ。	資料5 186頁

また、「薬理学1、2、Ⅱ、Ⅲ」（2～4年次）（資料5．103、105、144、181頁）、「薬物動態学Ⅰ、Ⅱ」（3、4年次）（資料5．148、183頁）、「臨床薬物動態学」（6年次）（資料5．257頁）、「臨床薬理学」（4、6年次）（資料5．190、259頁）、「病態・薬物治療学1」（2年次）（資料5．107頁）、「薬物治療学Ⅰ、ⅡA、ⅡB」（3、4年次）（資料5．156、184、185頁）および「疾患別治療特論Ⅰ、Ⅱ」（5年次）（資料5．218、219頁）において、必要に応じて当該内容の解説が行われている。【観点 3-4-1-1】

平成28（2016）年度は、「薬学概論」（1年次）（資料5．48頁）の中で、前全国薬害被害者団体連絡協議会副代表世話人であり、ご自身がサリドマイドおよびC型肝炎の薬害被害者でもある間宮清先生による講義「市販薬の薬害／サリドマイド」を実施することにより、薬害被害者の生の声を通じて、学生が薬害の悲惨さを肌で感じる機会を提供している。さらに「医薬品副作用学」（4年次）（資料5．192頁）では、医薬品の有害事象や副作用発現に影響を及ぼす因子を医学・薬学的見地から講義することによって、医薬品の適正、安全使用に関する客観的な判断力が養われるように配慮されている。【観点 3-4-1-2】

根拠資料・データ

資料5 薬学教育シラバス 2016 授業計画 (6年制)

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒業後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

【現状】

「社会薬学1」（資料5.49～50頁）の講義の一環として入学直後に行われるフレッシュマンセミナー（資料3-5-1-①）において、病院薬剤師として第一線で働く卒業生の講演を聴講することで、ファーマシューティカルケアの概念など、薬剤師職能について学ぶ機会を与えることで薬剤師には生涯にわたる学習が必要であるという認識を身に付ける学習の端緒としている。卒業生からのメッセージを通じ、自身の薬剤師像を見据えた学習意欲の醸成と生涯学習の重要性を理解する場としている。1年次前期の薬学導入科目である「薬学概論」（資料5.48頁）と「社会薬学1」（資料5.49～50頁）において、薬局・病院などの医療機関、製薬企業、衛生行政等、各職域で働く薬剤師から、少子・高齢化社会において薬剤師の果たす役割、市販薬の薬害、社会保障と薬学、医療人の使命・仕事・役割、医療人に求められる倫理観とヒューマニズムなどを詳細に学び、その後に行う早期体験学習の病院や薬局の見学を通して、患者中心の医療の重要性を体験することで、薬剤師となった後も研鑽が必要であると気付く機会を作っている。2年次の導入科目「社会薬学2」（資料5.80～81頁）においては、薬剤師に求められる基本的な資質と多職種連携などを講義するとともに、SGDを通して薬剤師のあり方、自己研鑽の重要性を学習する機会を作っている。4年次の「実務実習プレ教育」（資料5.196～200頁）では、がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、NST専門療法士などの資格を持つ薬剤師の講義から、薬剤師職能のキャリアパスと生涯研修の重要性を学んでいる。【観点 3-5-1-1】

本学と鎌倉薬剤師会が年1回共催で行っている「鎌倉薬剤師会学術研究会」には毎回学生に参加を呼びかけ、本年度は23人が参加した。（資料3-5-1-②、③）

また、本学教員が実行委員となって年1回開催している「神奈川薬剤師学術大会」においても、広く学生に参加を呼び掛けている。毎回1～5年次の学生が参加し、本年度は8人が参加した。（資料3-5-1-④、⑤）学生による学会発表に

は、後援会の学会参加費補助制度を活用し、発表を広く促すとともに、最新の専門知識を吸収し、薬剤師・薬学研究者と交流を広げる良い機会となっている。本年度は10人の学生が本制度を活用し、学会に参加している。(資料3-5-1-⑥) このように、学生は、薬剤師が生涯学習を実践している場を在学中から体験している。【観点 3-5-1-2】

本学では、平成24(2012)年度より、卒業生を含む地域薬剤師の生涯研鑽を支援する目的で「卒後教育セミナー」を年1回行っている。本年度は、「フィジカルアセスメント実習」を実施したが、参加者数34人のうち、本学卒業生は11人であった。(資料3-5-1-⑦) その内容を5年生にも紹介し、学生時代には行われていなかった新しい教育を卒業してから体験する場を本学が提供していることを例にして、卒業後も継続した学習が重要であることを認識させるとともに、学生の生涯学習に対する意欲の醸成に努めている。

上述のように、入学初年次から生涯学習に対する意欲を醸成するための段階的な教育を各学年において実施している。【観点 3-5-1-3】

根拠資料・データ

- 資料5 薬学教育シラバス2016授業計画(6年制)
- 資料3-5-1-① 平成28年度フレッシュマンセミナーしおり
- 資料3-5-1-② 鎌倉薬剤師学術研究会開催のお知らせ(平成28年度)
- 資料3-5-1-③ 鎌倉薬剤師学術研究会参加人数(平成26-28年度)
- 資料3-5-1-④ かながわ薬剤師学術研究会開催のお知らせ(平成28年度)
- 資料3-5-1-⑤ かながわ薬剤師学術研究会参加人数(平成26-28年度)
- 資料3-5-1-⑥ 横浜薬科大学後援会：学会参加補助費給付名簿(平成28年度)
- 資料3-5-1-⑦ 卒後教育講座のお知らせ・名簿(平成28年度)

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価]

「薬学概論」「社会薬学1、2」を通して、医療人として見識ある人間としての素養を磨くためのヒューマニズム教育が行われている。特に「薬学概論」では薬剤師会から講師を招聘し、医療人としての薬剤師に関する講義を行っており、また「社会薬学1」では地域の病院・薬局・企業の施設見学の実施を含んだカリキュラムが組み立てられており、学生の医療人としてのヒューマニズム教育は概ね達成されている。【基準 3-1-1】

医療人として見識ある人間を育成するための基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などの教養科目を広く学び、物事を多角的に見る能力や豊かな人間性・知性を養うための授業科目を体系的に提供できていること、また社会のニーズに応じた選択科目や薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成がなされていることから、教養教育の目的は概ね達成されている。【基準 3-2-1】

コミュニケーション能力を醸成する目的で、各学年の習熟度に合わせて、「国語表現法」、「心理学」、「社会薬学1、2」、「医療心理学」、「コミュニケーション論」などSGD、PBLを含んだ多彩な科目が配置されている。【基準 3-2-2】

医療現場や生命科学を理解するための語学力育成のために、国際共通語である英語については、1～5年次に必修科目として基礎英語、薬学英語など7科目が配置されている。英語学習においては、教養英語から専門英語へ順次ステップを経て内容が進化するよう構成されており、基礎学力の充実と応用力の養成の上に、科学英語、薬学英語へ進む道筋が取られており、平成26(2014)年以前の入学生に対しては、「薬学外国語文献講読」が配置されている。また、第2外国語として中国語とドイツ語が選択科目として配置されている。【基準 3-2-3】

ただし、専門領域への橋渡し役を担う、「教養物理学」、「教養化学」、「教養生物学」の履修者の学力にばらつきが認められ、十分な履修成果を上げられないケースが散見される。高校における理科の履修状況が一樣でないため、その影響が出ているものと受け止めている。入学直後にプレースメントテストを実施しているが、その結果に基づく習熟度別クラス編成やリメディアル教育の実施、さらには個別学習相談の充実等を検討する必要がある。【基準 3-3-1】

1年次の「社会薬学1」に早期体験学習を組み込み、地域、近隣の病院、薬局、企業を訪問している。また積極的な訪問先の指導者との質疑応答を促すなど、コミュニケーションのスキルアップも行っている。【基準 3-3-2】

1～4年次にわたり、様々な科目で医療安全教育を行っており、また様々な角度から薬害・医療過誤・医療事故防止教育が行われていることから、基準は満たされている。【基準 3-4-1】

早期体験学習を含む「社会薬学1」、「薬学概論」から医療人としてのヒューマニズムを学び、「実務実習プレ教育」において薬剤師職能のキャリアパスと生涯研修の重要性を学んでいる。さらに学生に「鎌倉薬剤会学術研究会」への参加を呼びかけるとともに、卒業生を含む地域薬剤師の生涯研鑽を支援する目的で「卒後教育セミナー」を実施し、本学学生の参加を呼びかけている。このように、本学では生涯学習の必要性を認識できる行事に学生が参加できる体制を整えており、入学初年次から生涯にわたる研鑽に対する意欲を醸成するための段階的な教育が行われている。【基準 3-5-1】

[改善計画]

- 1) 薬学概論、リスクマネジメント論、実務実習プレ教育の中で医療過誤・医療事故防止について専門の弁護士や医療現場と企業などの安全管理者を講師として招聘することで、危機管理の重要性を実感できる機会を設定する。
- 2) 薬剤師会と共催の研究会や卒後教育セミナーを開催し、学生への参加を呼びかけているが、本学学生の参加は決して多いとは言えないのが現状である。
テーマの選択に学生の意向を取り入れたり、参加学生と講師がコミュニケーションを取る機会を設けるなど、実施運営の方法を工夫する必要がある。
今後はキャリアパスの重要性を学生に徹底する方策の充実に努める。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

[現状]

本学で発行している薬学教育シラバス「2016 授業計画 (6 年制)」には、開講されている各科目の①講義名、②講義開講時期、③基準単位数、④対象学科、⑤対象学年、⑥担当教員名、⑦授業概要、⑧学習目標、⑨授業計画表、⑩授業形式、⑪評価方法、⑫使用するテキストの情報、⑬テキスト以外の参考文献、⑭オフィスアワーおよび⑮担当教員からの受講生へのメッセージを記載している。項目⑦には授業科目の一般目標が記載され、項目⑧には学習目標の SBO が記載されており、それぞれの項目が薬学教育モデル・コアカリキュラムのどの SBO コードと関連しているかを明示している。SBO コードと関連していない学習項目についてはアドバンス項目と位置付けて「アドバンス」と表示している。(資料 5. 13 頁以降) カリキュラムおよび各学科の授業計画の策定に当たっては、薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標を十分に考慮し、それに準拠するよう全ての SBOs を網羅している。(基礎資料 3-1、3-2、3-3) 【観点 4-1-1-1】

根拠資料・データ

基礎資料 3-1、3-2、3-3

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

[現状]

本学においては、講義を中心として知識を身に付け、実験実習において思考力、技能並び態度を身に付けるとともに、能動的な学習方法として問題発見解決型学習（PBL）および小グループ討論（SGD）を取り入れ、薬剤師としての倫理観の育成、コミュニケーション能力および問題解決能力および論理的思考力の形成・深化、プレゼンテーション能力の向上を図るなど、それぞれの到達目標の達成に適した学習方法で教育が行われている。具体的な学習方法および評価法は、シラバスに記載されている。（資料5）**【観点 4-1-2-1】**

実習は薬剤師に必要な科学的思考力の醸成を目的とし、必要な技能および態度を修得させるため、2年次前期から組み込んでいる。いずれの実習も小人数のグループで実験を行い、結果についてグループ内でディスカッションをした後、レポートあるいは成果物を提出させ、これにより評価を行っている。2年次には「化学系実習」「物理系実習」「生物系実習」を配置し、「有機化学」「薬品物理化学」「分析化学」「生化学」「薬理学」「機能形態学」「微生物学」「免疫学」で学んだ内容を実際に体験させている。3年次から4年次にかけて「薬剤実習」「薬理学実習」「衛生薬学実習」を配置し、「分子生物学」「医薬品化学」「公衆衛生学」「環境衛生学」「薬物動態学」「病態・薬物治療学」「医薬品副作用学」「薬事関係法規」「薬局方試験法」など、専門基礎の講義・実習から徐々に臨床系講義・実習へと移行できるように、科目間の関連性を考慮したカリキュラム編成としている。教育効果向上のため、知識を修得させる講義を先行させ、その後に実習というカリキュラム編成とし、理解が深まるように工夫している。実習は基礎実習 11 単位、実務実習 10 単位、卒業研究 6 単位を配当しており、合計 27 単位である。（資料5）

【観点 4-1-2-2】

1年次に開講される「人間と哲学」「社会と法律」「人間と経済」「心理学」、1年次から4年次に開講される「薬学英语1～4」では、臨床薬学との関連を考慮した内容をテーマとするように講義が組み立てられている。1年次から2年次に開講される「機能形態学1～3」、また2年次に開講される「薬理学1, 2」「病態・薬物治療学1」では、くすりが人体に及ぼす影響を学生に意識させながら講義が進められている。4年次に開講される「院内感染防御論」「医薬品副作用論」「リスクマネジメント論」では、基礎と臨床を関連付けた内容の講義が進められている。

シラバスには、科目ごとに「学生へのメッセージ」欄を設け、各科目が、基礎または臨床のどの科目に繋がる学習内容であるかを確認できるようにしている。さらに、各科目の履修に際し、どの自己学習が必要かというアドバイスを記載している。また、シラバスにはカリキュラムマップを掲載し、基礎から臨床までの科目間の関連性が視覚的に把握できるよう配慮している。(資料5)

【観点 4-1-2-3】

1年次の「薬学概論」や「社会薬学1」では、薬局・病院などの医療機関、製薬企業、衛生行政等、薬剤師の活動分野である各職域で働く薬剤師から、少子・高齢化社会において薬剤師の果たす役割、市販薬の薬害、社会保障と薬学、医療人の使命・仕事・役割、医療人に求められる倫理観、患者心理とヒューマニズムなど、薬剤師が直面している問題や将来の課題について詳細に学んでいる。早期体験学習においては、病院・薬局、福祉施設などの見学・体験を通して、各施設の医療従事者から直接説明を受ける体制がとられている。一方、5年次の「実務実習」では、薬剤師をはじめとする多くの医療従事者から医療現場における業務内容について、直接指導を受ける体制を取っている。「医薬品副作用学」「リスクマネジメント論」、外部講師による「医療福祉制度」では、医療現場での具体的な事例を題材として学習するなど、患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備されている。(資料5)【観点 4-1-2-4】

根拠資料・データ

資料5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

〔現状〕

現在、旧コアカリキュラムから改訂コアカリキュラムへの移行期にあるため、カリキュラム編成は平成 26（2014）年以前に入学した学生用と平成 27（2015）年以降に入学した学生用のカリキュラムが同時進行している。本学では 6 年間に薬剤師として必要な幅広い教養と専門知識を身に付けるようにカリキュラムを編成しているが、全体を教養科目と専門教育科目の 2 つに大きく分類し、専門教育科目をさらに導入、化学系、物理系、生物系、衛生系、基礎医療系、臨床医療系に細分類して段階的に知識を積み重ねていけるように配慮したカリキュラムとしている。1 年次前期に基礎専門科目として「教養生物学」、「教養物理学」、「教養化学」を学習することで、1 年次に開講される「有機化学」や「機能形態学」、2 年次以降に配置されている専門科目を履修する上で必要な基礎学力の強化を図っている。特に 1 年次における基礎学力不足は看過できない問題であり、高校で生物、物理を履修していない学生や学力に不安を抱える学生に対して、リメディアル教育を実施している。さらに、薬学教育センターにおいて、本学独自の学内家庭教師システムおよび e-Learning を導入し、全学年の学力向上を図っている。（資料 5. 3～8 頁、資料 1. 33 頁、資料 4-1-3-①）

2 年次以降 4 年次までは、1 年次、2 年次に学習した専門基礎科目の上に専門科目を配置しており、専門基礎科目で学習した項目を専門科目が後追いをする形を取っているため、専門科目を理解しやすい教育体系となっている。臨床医療系を例にすると、1・2 年次の「機能形態学」で病態生理学の基礎となる人体解剖生理学を学習し、2 年次前期から始まる「薬理学」で薬物の作用機序を修得し、2 年次後期の「病態・薬物治療学」では 1 年次および 2 年次前期に習った「機能形態学」や「薬理学」の項目に対応した疾患とその薬物治療について学ぶため、病態生理の概念とその薬物治療への理解が深まるように、科目を配置している。（資料 5. 3～8 頁）

5 年次には、4 年次までに履修した「薬理学」、「病態・薬物治療学」を基礎とした処方解析学を配置しており、疾患に応じた薬物治療の理論を理解するとともに、実務実習を通じて薬物治療の実際を身に付ける。また、5・6 年次に卒論研究を行うことで、科学的思考能力と問題提起・問題解決能力を身に付け、科学的知識に基づいた適切な薬物治療が行える薬剤師を育成するようカリキュラムを構

成している。(資料5. 3～8頁)【観点 4-1-3-1】

根拠資料・データ

資料 1 横浜薬科大学パンフレット 2016 年

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画 (6 年制)

資料 4-1-3-① 横浜薬科大学ホームページ

(URL:http://www.hamayaku.jp/lab/la_27.html) 研究室・教育研究センター紹介

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

〔現状〕

本学における教育研究上の目的は、広く薬学の知識を授けるとともに、薬学に関する学術を深く研究教授し、臨床に関わる実践的能力を持つ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することである。これは、社会が求める薬剤師としての素養と一致するものであり、本学独自の薬学専門教育カリキュラムは、この教育研究上の目的に基づいて編成されている。薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラムの教育内容以外に、健康薬学科においては「運動生理学」「運動と健康」「精神と健康」「長寿医療」「食品機能学」「食品安全性学」「生活習慣病特論」「医療と栄養」「産業保健論」「環境生理学」「地球環境特論」、漢方薬学科においては「漢方入門」「伝統医薬学」「本草学」「薬用植物学・生薬学特論」「民間薬概論」「漢方薬効解析・薬理学」「基礎漢方薬学2」「漢方製剤各論1, 2」「臨床漢方治療学」「漢方治療学総論」、また臨床薬学科においては「介護学概論」「リハビリテーション概論」「看護学概論」「医学概論」「運動療法学」「創薬化学特論」「リスクマネジメント論」「医薬品評価特論」「高度先端医療論」「救急医療特論」「放射性医薬品学」など、学科特有の科目として、各学科 11 単位を開講している。

また、これらの学科特有の科目はシラバスに明示されており、他の薬学専門教育科目や実習科目と時間割が重複することなく、学生のニーズに応じた講義の選択が可能な編成となっている。(資料5. 3～8頁)

【観点 4-2-1-1】【観点 4-2-1-2】【観点 4-2-1-3】

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価]

薬学教育の内容は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠しており、全ての SBO を網羅したカリキュラムが編成され、更に、本学独自の特色ある薬学専門教育課程をもって構成されている。

薬学専門教育カリキュラムは、学科の特徴、学生の習熟度を考慮して、適切な時期に配置されており、本基準項目は十分にされている。実施時期についても適切に設定されている。

【基準 4-1-1】【基準 4-1-2】【基準 4-1-3】【基準 4-2-1】

[改善計画]

学習方略については、教育の各到達目標達成について、より適した学習方法を取り入れ、検討して行く必要がある。コミュニケーションスキルの向上を目的とした態度教育については、SGD や学生によるプレゼンテーションを取り入れた科目をさらに増やして行く必要がある。臨床の現場を視野に入れた専門基礎教育や、基礎教育との関連を振り返りながら実施する臨床教育を各科目で意識的に推進することによって、学習のアウトカムを常に意識した効果的な薬学教育を達成できると考えており、基礎系各科目と臨床系各科目の連携を意識して、教育方針の改善と各教員の意識改革を図るため、より一層の FD 活動を活発化させる。

平成 27 (2015) 年度より適用されている改訂コアカリキュラムでは、薬剤師にはこれまで以上に医師やそれ以外の医療従事者との協力が求められるようになったが、「惻隱の心を持つ薬剤師」の養成という本学の教育理念・目標実現に向けて本学のカリキュラムは、既に医療倫理教育を充実させ、医療人育成に取り組む体系となっている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては、カリキュラム編成の過程で再検討を行うことでディプロマ・ポリシーの達成に則したものとしており、カリキュラムマップを作成することで、科目間の関連性を明確化したが、今後も引き続き定期的なカリキュラムの見直しを行い、科目構成の適切性を向上させて行く。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

- 【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。
- 【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。
- 【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。
- 【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。
- 【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

【現状】

実務実習モデル・コアカリキュラムで示されている実務実習事前学習の SBOs は、4年次の「実務実習プレ教育」と3年次の「薬剤学実習Ⅰ」および「薬剤学実習Ⅱ」（資料5. 196～200頁）で達成されている。これ以外に1年次の「社会薬学1」（資料5. 49～50頁）、2年次の「社会薬学2」（資料5. 80～81頁）が導入学習として、また3年次の「調剤学Ⅰ」（資料5. 152～153頁）、「調剤学Ⅱ」（資料5. 154頁）、「製剤学B」（資料5. 147頁）、「医療心理学」（資料5. 156～157頁）が基礎学習として位置付けられており、1年次から4年次まで段階的に成長していけるような総合学習体系となっている。【観点 5-1-1-1】

3年次の「薬剤学実習Ⅰ・Ⅱ」は、学生にとって初めての実務をシミュレート（模擬）した実習であり、調剤と製剤に関する基本的な知識・技能・態度の修得を目指している。実務実習事前学習の中心となる4年次の「実務実習プレ教育」（資料5. 196～200頁）は、講義、演習、SGD および実習で構成され、前期の4月には①事前学習を始めるに当たって、②処方せんと調剤、③疑義照会に関する SBOs 項目を、講義・演習・SGD によって学習する。5月はアドバンストの「実務実習プレ教育（フィジカルアセスメント実習を含む）」および「医薬品情報実習」を、6～7月は④医薬品の管理と供給、⑤リスクマネジメント、⑥服薬指導と患者情報に関する GIO 項目を講義と演習で学習し、さらにアドバンスト項目の症例検討（高血圧・糖尿病・脂質異常、心疾患、乳がん、大腸がんおよび在宅医療における薬剤師業務など）を課題とした SGD を行っている。また、後期の12月

には、⑦「薬剤学実習Ⅰ・Ⅱ」のまとめとして、計数・計量調剤、調剤鑑査、注射剤の無菌混合調製、医療面接を行っている。

講義・演習・SGDには4階の講義室（A41、A43、B41～B44）を使用しているが、SGDなどの少人数教育を実施する場合は、ホワイトボードで間仕切りをしている。3年次前期の「薬剤学実習Ⅰ」（資料5.159頁）および後期の「薬剤学実習Ⅱ」（資料5.161頁）では、1階の薬剤学実習室1、薬剤学実習室2、模擬薬局およびクリーンルームを、4年次の「実務実習プレ教育（フィジカルアセスメント実習を含む）」では模擬薬局に配置した5台のフィジカルシミュレータを、また「医薬品情報実習」ではLL教室のコンピュータを使用することで、十分な学習効果が上げられるようにしている。

上記の「実務実習プレ教育」および「薬剤学実習Ⅰ・Ⅱ」の授業時間数の合計は、150コマ×90分であり、実務実習モデル・コアカリキュラムの必要コマ数である122コマ×90分を満たしている。【観点 5-1-1-2】

「実務実習プレ教育」の指導は、学内の臨床系教員16人と非臨床系教員6人を中心に、非常勤講師として招聘する病院薬剤師5人および薬局薬剤師9人で行っている。【観点 5-1-1-3】

【観点 5-1-1-1】でも述べたように、本学では、事前学習を効果的に実施するために、1年次から4年次まで段階的に成長していけるような順次性のある繰り返し教育を行っている。1・2年次の低学年の段階で、医療人として必要な倫理観や薬剤師としてのあり方などを学習し、3年次から薬剤師実務に必要な知識を講義で修得し、さらに事前学習の中心である調剤、製剤の実習は、3年次の「薬剤学実習Ⅰ」および「薬剤学実習Ⅱ」で学び、4年次前後期の実務実習プレ教育につなげている。【観点 5-1-1-4】

実務実習プレ教育の講義は筆記試験で、また実習は実技試験、レポート、実習態度等で成績評価を行っている。特に、技能については、共用試験の細目評価に準じた指標を用い、見極め課題による学生相互評価または教員評価により、目標達成度を評価している。【観点 5-1-1-5】

実務実習開始直前（第1～3期それぞれ）に、学生オリエンテーションを実施し、実習の総論、医療現場での心構え・態度、守秘義務、実習に関わる事務連絡、緊急連絡などについて周知徹底を図っている。【観点 5-1-1-6】

根拠資料・データ

資料5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】 実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】 薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状]

薬学共用試験を通じた学生の能力確認は、薬学共用試験センターが提示している合格基準を基に評価を実施している。

OSCE は、課題ごとの細目評価で、2 人の評価者の平均点が 70% 以上かつ概略評価で、評価者 2 人の合計が 5 以上のものを合格としている。CBT は、正答率 60% 以上の者を合格とすることで、実務実習を履修する学生の能力が一定以上であることを確認している。**【観点 5-2-1-1】**

薬学共用試験（OSCE および CBT）の実施時期、実施方法、合格者数および合格基準は、ホームページで公開している。（資料 5-2-1-①）**【観点 5-2-1-2】**

根拠資料・データ

資料 5-2-1-① 横浜薬科大学ホームページ

(URL : <http://www.hamayaku.jp/guide/sikenkekka.html>)

28年度薬学共用試験結果

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

[現状]

本学の薬学共用試験（OSCE および CBT）は、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて実施している。【観点 5-2-2-1】

また、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるように、CBT 担当 WG の教員 9 人、OSCE 担当 WG の教員 7 人がそれぞれ組織され、両試験の実施・運営に当たっている。（資料 5-2-2-①）【観点 5-2-2-2】

CBT 担当 WG の打ち合わせは、年度初めと CBT 体験受験前および CBT 本試験前に開催し、試験日程の立案と本学 CBT 実施マニュアルの作成、試験監督者に対する説明会を実施して実施要項の周知を図っている。受験生に対しても説明会を実施し、マニュアルを配付して実施要項に従って受験することを説明するとともに、実際に PC を用いた入力の方法を指導している。（資料 5-2-2-②）

【観点 5-2-2-1】【観点 5-2-2-2】

CBT 体験受験および CBT 本試験は、本学の LL 教室で行っている。ここには 240 台の PC が設置されており、受験者数約 320 人を 2 日間に分けて実施しているが、CBT の受験には十分な設備である。（資料 5-2-2-③、基礎資料 12-1）

【観点 5-2-2-3】

OSCE 担当 WG は、運営担当（実施責任者）と教育担当、SP 養成担当および事務局担当からなる 11 人の教員で構成され、年間実施計画の立案、事前審査資料の作成、実施マニュアルの作成および評価者講習会の開催を行っている。（資料 5-2-2-④、資料 5-2-2-⑤）【観点 5-2-2-1】【観点 5-2-2-2】

OSCE 本試験は、研究実習棟の 1～3 階に配置されている実習室および講義室に、各ステーションを設置して実施しており、受験生が各ステーション間をスムーズに移動できるよう動線が工夫されている。また、各講義室および実習室には十分な広さがあり、各ステーション 8 レーンの設置が可能である。約 320 人の受験生を対象に、6 課題を 1 日で実施しているが、これまで、運営上のトラブルは一切なく、万全の対応がなされている。【観点 5-2-2-3】

根拠資料・データ

資料 5-2-2-① 学内委員会構成員 H28 年度

資料 5-2-2-② 本学 CBT 実施マニュアル

資料 5-2-2-③ 横浜薬科大学大学ホームページ

(URL : <http://www.hamayaku.jp/m/sisetsu/con04a.html>) 施設紹介／LL 教室

基礎資料 12-1 薬学科の教育に使用する施設の状況

資料 5-2-2-④ トラブル対策マニュアル

資料 5-2-2-⑤ OSCE 担当者会議議事録

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

[現状]

実務実習を円滑に実施するために、実務実習センターを設置し、実務実習に関連する業務を行っている。(資料 5-3-1-①)

すなわち、学生の配属、施設との連携、担当教員との連携等、責任部署として機能している。さらに、その上位機関として実務実習委員会を組織し、実務実習が円滑に実施されるよう、2段階の管理体制としている。実習先とのトラブルや実務実習遂行上の問題による実習中断等については、実務実習委員会で審議し決定している。本委員会のメンバーは、学部長、教務部長、学生部長、厚生部長、各学科長を含み、速やかに大学としての意思が決定できるようにしている。(資料 5-3-1-②) 実務実習の統括責任者は、実務実習センター長である。

【観点 5-3-1-1】【観点 5-3-1-2】

健康診断は、毎年4月に全学生を対象に実施している。また、抗体検査(麻疹・風疹・水痘・ムンプス)は、4年次生を対象に行い、ワクチン接種が必要な学生に対しては、実務実習前までに接種を実施し、接種証明書を実務実習センターへ提出するよう指導している。なお、平成29(2017)年度からは、B型肝炎(HBs抗体)検査も実施する予定である。(資料 5-3-1-③) **【観点 5-3-1-3】**

実務実習の指導には、6年制薬学部の全ての教員が参加し、学生1人につき2人の担当教員を配置している。原則として病院実習は実務実習センターの担当教員が、また薬局実習は配属研究室の担当教員が受け持っており、教員間で連携を取り合いながら指導を行っている。(資料 5-3-1-④)

指導担当教員への実施手順に関する説明は、教員連絡会で「実務実習指導・サポートに関するお願い」を配付して、統一した方法で学生指導がなされるよう配慮している。(資料 5-3-1-⑤) **【観点 5-3-1-4】**

学生には、事前説明会および直前ガイダンスで実務実習について説明すると同時に、病院・薬局実務実習記録を配付し、実習中の遵守事項についても周知徹底を図っている。(資料 5-3-1-⑥)

また、病院・薬局の実習先・時期、担当教員の名前・連絡先も記載した実務実習施設配属連絡票を作成し、学生、指導薬剤師、担当教員との連携に配慮しつつ、責任の所在を明確にしている。(資料 5-3-1-④)

実務実習中に問題やトラブルの原因になりうる事例が生じた場合、まず2人の担当教員間で相談するとともに、毎週開催している実務実習センター会議で取り上げて、対応策を検討する。また、必要に応じて実務実習委員会を開催する。(資料 5-3-1-⑦、⑧、⑨)【観点 5-3-1-1】

根拠資料・データ

- 資料 5-3-1-① 大学組織図・実務実習センター
- 資料 5-3-1-② 実務実習委員会規程
- 資料 5-3-1-③ 抗体検査項目資料
- 資料 5-3-1-④ 実務実習配属連絡票
- 資料 5-3-1-⑤ 実務実習指導・サポートに関するお願い
- 資料 5-3-1-⑥ 有意義な実務実習を体験するために
- 資料 5-3-1-⑦ 実務実習センター会議議事録
- 資料 5-3-1-⑧ 実務実習委員会議事録
- 資料 5-3-1-⑨ 実務実習委員会活動計画書

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

【現状】

4年次に実施する実務実習配属事前ガイダンスで配属方法・手順の説明後、「実務実習事前調査票」ファイル（資料 5-3-2-①）を学生に配付する。病院は第5希望まで、薬局は第10希望エリアまで入力でき、病院・薬局ともに可能な限り学生の希望に沿うよう配属先を決定しているが、希望施設やエリアの受入枠がなく、配属できない学生に対しては、面談を行い、通学時間が90分以内の施設・エリアを提示し、学生の了承を得て配属先を決定している。なお、学生から提出された「実務実習事前調査票」ファイル（資料 5-3-2-②）は実務実習センターで保管している。【観点 5-3-2-1】

前述の「実務実習事前調査票」に最寄駅を3つ、使用可能路線を5つ、また現住所と実家住所を入力させ、通学経路、通学時間を考慮して配属先を決定している。【観点 5-3-2-2】

遠隔地で実習を行う学生に対して、事前に面談を行い、実習姿勢や生活面に対する指導を行っている。また、実習中においても、実習施設を訪問して、指導薬剤師および学生と面談を行っている。なお、Webのメッセージやメール等で実習施設および学生と緊密に連絡を取り合い、進捗状況や問題点などを確認しつつ、適切に対応している。【観点 5-3-2-3】

根拠資料・データ

資料 5-3-2-① 「実務実習事前調査票」ファイル

資料 5-3-2-② 「実務実習事前調査票」ファイル（学生提出分）

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

[現状]

本学の実務実習施設のうち、病院は直接契約施設と地区調整機構枠施設、薬局は調整機構枠施設であり、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実習を行っている。また、各施設の日本薬剤師研修センター認定の実務実習指導薬剤師を確認し、登録を大学で行っている。(資料 5-3-3-①)

本学は認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップやアドバンスト・ワークショップの開催や運営に積極的に協力し、適正な指導薬剤師の養成に寄与している。(資料 5-3-3-②、資料 5-3-3-③)【観点 5-3-3-1】

実務実習は、病院直接契約施設と地区調整機構枠施設とで実施しているが、施設概要書等で実務実習モデル・コアカリキュラムが実施できることを確認している。また、事前に施設を訪問して、実務実習実施施設として問題がないことを確認している。【観点 5-3-3-2】

根拠資料・データ

- 資料 5-3-3-① 実務実習受入施設アンケート用紙
- 資料 5-3-3-② 認定実務実習養成ワークショップ開催資料
- 資料 5-3-3-③ 認定実務実習指導薬剤師アドバンスト・ワークショップ開催資料

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

〔現状〕

病院実務実習および薬局実務実習の教育目標（一般目標・到達目標）は、いずれも実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠しており、受け入れ施設の指導薬剤師の指導の下、病院薬剤師業務および薬局薬剤師業務についての参加型学習を行っている。（資料 5-3-4-①）【観点 5-3-4-1】

実務実習は、「実務実習指導・管理システム」（Web 版実務実習記録：富士ゼロックスシステム）を用いており、システム上で実務実習の学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って行われていることを確認している。また、本システムは、実習期間中の学生指導や指導薬剤師との連絡にも使用している。（資料 5-3-4-②） その手順は以下のとおりとなる。

- 1) 学生は、日々の実習内容（SBOs、実習方法、人的資源、物的資源、日誌等）を実務実習指導・管理システムに入力する。
- 2) 指導担当教員は、大学で実務実習指導・管理システムにログインし、実習の進捗状況を確認するとともに、SBOs の累積時間数、人的資源、物的資源等をチェックする。
- 3) 指導担当教員は、学習の到達度について、学生の自己評価結果および指導薬剤師の形成的評価履歴で確認する。
- 4) 指導担当教員は、訪問指導時に指導薬剤師および学生から進捗状況、トラブルの有無について確認し、訪問報告書に記載する。（資料 5-3-4-③）
- 5) 実務実習モデル・コアカリキュラムからの逸脱や不適切な実習内容等が生じた場合には、指導担当教員と指導薬剤師とで協議し、実習内容の見直しをする。

以上のような方法で、実務実習モデル・コアカリキュラムとの適合性を確認している。一部紙媒体の実務実習記録を指定している施設もあるが、概ね同等の管理を行っている。【観点 5-3-4-2】

実習は3期制で実施しており、大学と施設および地区調整機構との間で定められたとおり、適正に行われている。(資料 5-3-4-④)

実務実習の期間については、実習施設と本学との契約書(覚書含む)に従い、11週間としている。このことは学生に対して、実務実習直前ガイダンスで説明している。(資料 5-3-4-⑤) なお、病気や止むを得ない理由により実務実習を欠席した場合には、担当教員と指導薬剤師が協議して、代替実習の方法を確認し、11週間の実習期間を確保できるようにしている。(資料 5-3-4-③、資料 5-3-1-⑤)【観点 5-3-4-3】

根拠資料・データ

- 資料 5-3-1-⑤ 実務実習指導サポートに関するお願い
- 資料 5-3-4-① 実務実習シラバス
- 資料 5-3-4-② 実務実習指導・管理システム
- 資料 5-3-4-③ 実務実習訪問報告書
- 資料 5-3-4-④ 実習施設と大学との契約書・覚書
- 資料 5-3-4-⑤ 実務実習直前ガイダンス資料

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

[現状]

本学では、実務実習開始前の4月に、病院および薬局の指導薬剤師に対して、病院実習および薬局実習に関する説明会（主に「実務実習指導・管理システム」を活用した実務実習について）を開催している。（資料5-3-5-①） また、実務実習開始直後に、担当教員が実習施設を訪問し、実習指導内容等の確認を行っている。さらに実務実習中は、実習の進捗状況を学生、指導薬剤師および大学教員（研究室担当教員および実務実習センター教員の2人体制）との間で確認しつつ、実習の進捗状況や学生の生活状況の把握等、きめ細かい連携を取ることで、適切な時期に教員の訪問指導を実施している。なお、教員の実習施設訪問は原則として、実務実習事前あるいは実務実習開始直後（1～2週目）、中間（4～6週目）および後半（9～11週目）頃の原則計3回としている。（資料5-3-5-②）

なお、実習中のトラブルが発生した場合は、臨機応変に対応している。

【観点 5-3-5-1】

訪問教員と実務実習センターとの情報共有には、実務実習施設訪問報告書を用いて情報共有および保管を行っている。（資料5-3-4-③）

実務実習開始前に、実務実習センターの担当教員が学生に対して関連法令や守秘義務等の遵守に関する説明を行い、大学理事長宛てに誓約書を提出させている。（資料5-3-5-③） また、実習施設と大学との間で取り交わす契約書内において、個人情報保護等に関する項目を設けており、学生が実習施設と間接的に誓約する形式としている。なお、一部の実習施設においては、守秘義務誓約に関する施設独自の書式もあり、その場合には、実習施設と学生間において誓約書を取り交わしている。【観点 5-3-5-2】

根拠資料・データ

- 資料 5-3-4-③ 実務実習訪問報告書
- 資料 5-3-5-① 実務実習指導者連携会議
- 資料 5-3-5-② 大学教員による実習施設訪問
- 資料 5-3-5-③ 実務実習に関する誓約書

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

【現状】

実務実習の評価方法は、関東地区調整機構の形式に準拠しつつ、若干の変更を加えて実施している。実習施設による評価結果は、実務実習終了後1週間以内に本学の実務実習センターへ提出される。(資料5-3-6-①) 形成的評価の入力は、富士ゼロックスの「実務実習指導・管理システム」により行っている。本システムは、目標到達度について、学生自身および指導薬剤師が、それぞれ実務実習モデル・コアカリキュラムのSBO毎に「未実施：0」、「不十分：1」、「ある程度できる：2」および「十分できる：3」の4段階で評価するシステムとなっている。【観点 5-3-6-1】

目標到達度に加え、実習中の日誌・週報、実習後の感想、実習の出席数、終了後のポスター発表等に基づき、大学として総括的評価を行っている。(資料5-3-6-①) その評価基準は、事前に学生と実習施設の指導薬剤師に提示した上で、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価を行っている。(資料5-3-6-①)

指導薬剤師からの学生の形成的評価等へのフィードバックは、実習中に適宜実施されており、加えて「実務実習指導・管理システム」における学生の日誌に対するコメントとしてフィードバックされている。(資料5-3-6-②)

【観点 5-3-6-2】

指導薬剤師と大学教員の間では、実習期間中の原則3回の実習施設訪問において連携が図られており、6年制薬学部の全教員が携わっている。(資料5-3-4-③)

また、学生が抱えている不安、悩みおよび実習中のトラブルの発生等に対しては、担当教員(研究室担当教員および実務実習センター教員の2人体制)が対応

する。問題解決が困難な事例に対して、実務実習センター長が介入し、さらに困難な場合、実務実習委員会で解決を図る。

以上のように、学生、実習施設の指導者および教員との間における実習内容、実習状況およびその成果に関する評価については、実習期間中にフィードバックが適切に行われるよう体制が整備されている。実習終了後、実習施設から「実務実習成長度の測定」が実務実習センターへ提出される。その際、実習成果や学生の態度に関する意見を頂いている。（資料 5-3-6-③）【観点 5-3-6-3】

学生に対しては、実務実習センターが実習直後の「実務実習連絡会」において満足度調査アンケートを期毎に実施し、実習の内容や学生自身の実習態度、実習に対する意見を収集している。アンケートの集計結果は、次年度の「実務実習指導者連携会議」において、実習施設の指導薬剤師にフィードバックしている。（資料5-3-6-④）

大学教員に対しては、実務実習センターが窓口となり、随時意見収集を行っている。実務実習終了後に実習報告会としてポスター発表を期毎に行い、6年次生にも全員がポスター発表を行わせるようにしている。病院・薬局の指導薬剤師の先生方にも参加して頂き、実習に必要な知識、技能、態度の確認を行っている。（資料5-3-6-⑤） 実習評価の基準は予め実習生と実習施設に提示されており、適切な指標に基づいて評価を行っている。（資料5-3-6-①）【観点 5-3-6-4】

根拠資料・データ

- 資料 5-3-4-③ 実務実習訪問報告書
- 資料 5-3-6-① 成績評価
- 資料 5-3-6-② 実務実習記録・実習日誌の概要
- 資料 5-3-6-③ 学生の成長度の測定
- 資料 5-3-6-④ 実務実習学生対象アンケート結果
- 資料 5-3-6-⑤ 実務実習発表会・報告書

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価]

薬学共用試験は、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて、本学 OSCE 担当 WG と CBT 担当 WG により、公正かつ円滑に実施されている。また、共用試験は、適切に行える設備を有する施設で実施され、薬学共用試験センターの合格基準に基づいて判定された試験結果は、大学ホームページ上で公表している。

病院・薬局実習においては、実務実習が円滑に実施されるために、実務実習センターを設置し、実務実習に係わる全ての業務を統括している。学生に対しては、4年生への実務実習事前ガイダンス（6～7月頃、2～3月頃）、ウイルス抗体検査情報の管理およびワクチン接種管理、実務実習配属調整管理、5年生への実務実習事前ガイダンス（4月、各実習期直前）の実施を通して、段階的な実務実習開始に向けた取り組みを行っている。また、実務実習の担当には、6年制薬学部担当教員全員が当たっており、教員連絡会で、統一した学生サポートができるように説明や意見交換を実施している。特に新任教員に対しては、別途4月に Web の実務実習システムの使用方法と指導担当教員の役割について説明している。また、指導薬剤師に対しては、毎年4月に、実務実習成果報告会と実務実習指導者連携会議を開催し、1年を通じた実務実習の総括と今後に向けた意見交換を行っている。

学生の実習先への配属については、病院は大学直接契約枠が約9割、地区調整機構枠が約1割、薬局は全て地区調整機構枠で調整しており、学生の希望を第一優先とし、通学時間も考慮して公平になるよう工夫している。特に希望から外れた場合は、学生と面談して、可能な限り要望に沿う施設を選択している。また、ふるさとでの実習を希望する学生に対しては面談を実施し、できる限り学生の希望に沿うよう配慮している。

実務実習施設および指導薬剤師の適切性については、実務実習モデル・コアカリキュラムの実施が可能であることを事前に確認するとともに、Web システムによる実習日誌における指導状況でも確認している。また、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略についても、Web システム内でカリキュラムの進捗状況の確認を可能としている。なお、実務実習をやむを得ない事情で欠席した場合は、担当教員が代替実習などの打ち合わせを行い、実務実習期間を確保している。

実務実習施設との連携として、全担当教員の分担で事前、実習期間中など、原則3回の実務実習訪問を実施し、連携内容を訪問報告書に記載している。

実務実習委員会は、実務実習を円滑に実施するために開催され、実務実習の配属先指導の適切性、実務実習のトラブルに関する審議・対応、実務実習センターの業務確認などを含め適切に機能している。

実務実習中の評価は、基本的には形成的評価（フィードバック）の随時実施を

行っている。SBOs の未実施や到達度が低い場合は、指導薬剤師と担当教員が協議し、学生にとって効果的な実習になるよう配慮している。実務実習終了後には、学生にアンケート調査を実施して、有意義な実習ができたか、自分は成長できたか、問題点や改善点があったかなどについて、各期ごとに調査している。また、実務実習施設の指導者からも成長度の指標として、評価およびコメントを頂いている。

総括的評価において、平成 28（2016）年度までは、実務実習指導者による各ユニットの評価の合計 80%と教員による評価（実習日誌、週報、出席率、感想文）20%で評価していた。しかし、実習施設指導者の評価は最低でも 60 点になるよう設定されており、実務実習を終了した学生が実習施設指導者の評価によって不合格になることはない。したがって、この評価方法は、適切とは考えにくい。

平成 28 年度の実務実習委員会で本件の改善について審議したが、実習評価の多面化、担当教員全員が評価をすることについて、意見が分かれ、結論は保留となった。このように、総括的評価方法を除いては、病院・薬局実習は概ね良好であると判断する。

[改善計画]

CBT と OSCE の委員会組織が必要なのか、WG のままで良いのか検討が必要である。また、OSCE 運営担当 WG のメンバーに、運営責任者、評価責任者、各ステーション責任者を入れるよう改善する。また、改訂コアカリキュラムへの対応は既に開始しており、次年度には、ほぼ対応可能の予定である。

病院・薬局実習の実務実習における総合的な学習効果の評価については、見直しが必要である。総合的な評価において、実習施設評価の比率が 80%と偏っている割合を改善すること、実習施設の評価比率を下げることで、そして学生のパフォーマンスを多面的に評価することが大切であり、ルーブリック評価表を用いたものに変更することを検討中である。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】 卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】 卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

[現状]

本学6年制薬学科においては、卒業研究は必修科目であり、5、6年次を通じて6単位が設定されている。(資料5. 6～8頁、2014年度以前入学生対応表)

4年次の12月に、卒業研究を行う配属研究室を決定し、これ以降、各研究室において卒業研究が実施される。配属研究室の選考については、指導教員、研究テーマ、特記事項を記載した冊子(資料6-1-1-①)を全学生に配付し、研究倫理教育を行った後、希望研究室による10分間のプレゼンテーションを実施して決定する。(資料6-1-1-②、基礎資料11) 4年次は準備期間とし、正式配属は5年次4月からであり、卒業研究期間は5年次の実務実習期間以外と6年次前期の1年半である。なお、問題解決能力の醸成のための卒業研究として、実施期間および内容をより充実させるため、改訂コアカリキュラムに変更後(平成27(2015)年度以降入学)は、卒業研究単位を10単位に拡大し、4年次後期から6年次前期までの期間に行うこととした。(資料5. 3～5頁)【観点 6-1-1-1】

6年次の夏(平成28(2016)年度は8月20日)に大学の主催する卒業研究発表会として60分間のポスター形式での発表を課している。発表会は公開であり、教員や学部学生との間で質疑応答を行っている。(資料6-1-1-③) また、卒業研究の配属となった研究室以外の教員が発表を評価する副査制度を設けている。副査は「1.資料作成、2.議論、3.発表、4.質疑応答」の4項目を評価し(全体の20%)、単位認定の客観性を維持している。(資料6-1-1-④、資料6-1-1-⑤)

【観点 6-1-1-4】【観点 6-1-1-5】

卒業研究内容については、要約、研究の目的、背景、手法、結果、考察からなる卒業論文を執筆させ、薬学部を卒業するに十分な内容となるよう、配属研究室の指導教員が指導および添削を行っている。主任は卒業研究を「1.研究計画、2.

研究に対する取組み、3. 教員との討論、4. 研究室内プレゼンテーション、5. 卒業論文」の5項目にわたり評価し（全体の80%）、卒業研究発表の際の副査の評価と合わせて単位を認定している。（資料 6-1-1-⑤）また、卒業論文および卒業研究発表で使用したスライドはPDF化し、教務課に提出している。

【観点 6-1-1-2】【観点 6-1-1-3】【観点 6-1-1-5】

根拠資料・データ

基礎資料 11 卒業研究の配属状況および研究室の広さ

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画 (6 年制)

資料 6-1-1-① 研究室選考ガイド

資料 6-1-1-② 研究室ガイダンス日程

資料 6-1-1-③ 平成 28 年度卒業論文発表会(プログラム)のシート 1

資料 6-1-1-④ 平成 28 年度卒業論文発表会(プログラム)のシート 2, 3

資料 6-1-1-⑤ 卒業論文発表会と卒業研究の評価基準

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

【現状】

本学では、5年次より卒業研究を開始し、実験研究または調査研究を行っている。学生は、自身が所属する学科の研究室だけではなく、健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科の3学科全てから研究室を選択することが可能である。1～6年次までの卒業研究以外の科目については、全学生が受講する科目と学科独自の科目が配置されている。全学生が行う参加型学習やグループ学習として、1・2年次に「社会薬学1、2」（資料5. 49～50、80～81頁）と「精神と健康」（資料5. 72～73頁）、4年次に「実務実習プレ教育」（資料5. 196～200頁）が行われ、5年次には「実務実習ポスト教育」（資料5. 229頁）が行われる。表6-2-1に問題解決能力の醸成に向けた教育のための科目をまとめた。これらの科目の内容および成績の評価方法は、シラバスに明記され、それに従って評価が行われている。しかし、卒業研究については、評価方法が明記されていないため改善を要する。

【観点 6-2-1-1】【観点 6-2-1-2】【観点 6-2-1-3】

1～4年次に、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされている科目（表6-2-1）が、段階的に配置されている。

【観点 6-2-1-1】【観点 6-2-1-2】

5～6年次前期の卒業研究（実験研究、調査研究）の単位が6単位、問題解決能力の醸成に向けた教育が20単位である。したがって、卒業研究を含む問題解決型学習の単位は合計26単位であり、卒業要件単位数189単位の1/10以上である。したがって、本学における全体としての問題解決能力の醸成に向けた教育は十分に行われていると言える。【観点 6-2-1-4】

表 6-2-1 問題解決能力の醸成に向けた教育

授業科目	開講年次	単位数	授業形式	評価方法
社会薬学 1	1	1.5	一部 実習形式 体験学習 グループ学習	グループ学習、体験学習について、学習態度、レポートにより総括的評価を行う。
情報科学入門	1	1	実習形式	パーソナルコンピュータを用いた課題解決。提出課題を中心に評価する。
情報処理演習	1	1	実習形式	パーソナルコンピュータを用いた課題解決。提出課題を中心に評価する。
社会薬学 2	2	1.5	グループ学習 (PBL、TBL)	グループ学習、学習態度、レポートにより評価を行う。
生物系実習 1、2 物理系実習 1、2 化学系実習 1、2	2	6	実習形式	レポートを中心とした評価を行う。評価基準については、各実習により異なる。
薬剤学実習 1、2 薬理学実習 衛生系実習	3	4	実習形式	レポートを中心とした評価を行う。評価基準については、各実習により異なる。
調剤学 1	3	1	一部 SGD	SGD 部分の専用評価法に基づき評価を行っている。
薬剤学実習 3、4	4	2	実習形式	レポートを中心とした評価を行う。評価基準については、各実習により異なる。
調剤学 1	3	1	一部 SGD	SGD 部分の専用評価法に基づき評価を行っている。
薬学外国語文献 講読	5	1	SGD	各研究室、小グループで論文講読、討議を行い、指導教員が評価する。
卒業研究	5、6	6	実習形式	評価基準を明文化し、指導教員・他の教員で総合的に評価する。
合計		26		

根拠資料・データ

資料5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価]

卒業研究を必修単位としており、実施時期および実施期間を適切に設定している。

卒業研究の指導は、配属研究室の教員が行い、卒業論文を作成させている。卒業論文の研究テーマおよび内容は、医療や薬学における位置付けを十分考慮して設定している。卒論発表は、大学が主催する卒業論文発表会においてポスター形式で行う。平成 28 (2016) 年度からは、発表の評価は、所属研究室以外の教員との質疑応答による評価を含む副査制度を導入している。卒論研究の評価は、配属研究室主任による評価基準（配分点：80 点）に基づく評価と、副査による評価（配分点：20 点）による計 100 点で行っており、適切である。卒業論文および卒業研究発表で使用したスライドは PDF 化し教務課に提出し保管している。副査制度および卒論論文の評価基準はシラバスに記載されていないので、明記する必要がある。【基準 6-1-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育は体系的に実施され、その内容はシラバスに明記されている。また、参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法を工夫している。卒業研究や SGD などの問題解決型学習の実質的な実施時間は 26 単位であり、卒業要件単位数の 1/10 以上となっている。【基準 6-2-1】

[改善計画]

問題解決能力の醸成に向けた教育については、1、2、4 年次に該当する科目が存在するが、3 年次にはない。問題解決能力の醸成に向けた教育は、段階的、継続的、そして体系的に実施することが重要であるので、この目的に合致した科目を新たに 3 年次に導入することを検討する。

卒論研究は、問題解決能力を育成できる代表的なものであるが、本学では、6 年次に通常講義が多く、しかも講義室が不足しているという理由はあるものの、卒論研究の時間の割り振りには問題がある。新校舎の建設によりこの問題は解決に向かいつつあるが、6 年次の講義科目を減らして学生が卒論研究により集中できる環境作りが喫緊の課題である。改訂モデルコアカリに準拠した新カリキュラムが 1・2 年次で進行しており、講義時間が 70 分から 90 分へと 20 分間長くなったので、6 年次の講義の一部を低学年に移動し、アドバンス的な講義内容とすることを検討する。

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

【現状】

本学の教育理念に基づき、広く知識を授けるとともに深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力を持つ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とし、以下の様な資質を備えた学生を求めるアドミッション・ポリシーを掲げてホームページ上に公表し、学生募集並びに入学者の選抜を行っている。

■アドミッションポリシー

本学は“個性の伸展による人生錬磨”を建学の精神とし、“個の医療”の考えに即した薬物治療の患者個別化を推進する薬剤師を育成します。同時に人の痛みがわかる“惻隠の心”をもつ薬剤師、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材を世に送り出すという教育理念をもって設立されています。

また、薬学が担っている領域は幅広くて多様であるために、健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科の三学科を設け、さまざまな志向の学生を受け入れることに留意しています。

建学の精神に基づく教育理念と目標を達成するために、入学試験に当たっては学力だけではなく、以下のような資質と意欲をもつ入学者を受け入れたいと考えています。

- ①将来、薬剤師として医療に貢献する情熱をもつ者
- ②人々の健康や薬の適正使用に関心をもち、医療や健康にかかわる分野での活躍を強く望む者
- ③薬学を修めようという強い決意と意欲を備える者

さらに、それぞれの学科については、

健康薬学科：疾病を予防し地域医療や国民のセルフメディケーションの促進を目指す者

漢方薬学科：漢方を修め、未病を治すという考え方を重視し、これを実践することを志す者

臨床薬学科：個々の疾病の特殊性に対応できる臨床薬学能力を備えることを目的とする者

【観点 7-1-1】

アドミッション・ポリシーは入試委員会で原案が作成され、教授会の審議を経て学長により決定される。現行のアドミッション・ポリシーは、制定の過程で、本学が求める学生像を学科毎に分かりやすく具体的に伝えられるよう工夫されている。**【観点 7-1-2】**

アドミッション・ポリシーを含めた様々な本学の入試に関する情報が本学ホームページ上に掲載されている。また、本学教員・事務職員は学内外で開催されるオープンキャンパス、入試説明会のほか、高等学校で行われる進学ガイダンスや出張講義、他大学とともに行う合同進学相談会において、当該方針を周知している。**【観点 7-1-3】**

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

[現状]

いずれの入試制度においても合否判定は、「入試事務局」が判定資料を作成し「入学者選考委員会」で審議し、教授会の意見を参考にして学長が決定している。また、入試区分、選抜方針の改定等の入試制度に関する重要事項も「入試事務局」が提案し、「入学試験委員会」で審議し、教授会の意見を参考にして学長が決定している。【観点 7-2-1】

平成 28（2016）年度入学者に行った各入学試験区分における基礎学力の評価方法と面接試験の内容を表に示す。【観点 7-2-2】

表 7-2 平成 28 年度入学試験区分と選抜方法

入学試験区分		選抜方針
一般入試・特待生入試		薬学教育の基礎として必要な「化学」を必須科目とし、「数学」、「外国語」、「生物」から1科目選択し、学力試験により選抜している。
大学入試センター試験利用入試		大学入試センター試験の結果を利用する入試制度で、「化学」を必須科目とし、「数学」、「外国語」、「生物」から1科目選択し、成績に基づき選抜している。
推薦入試	指定校推薦	薬剤師になることを強く希望する全国の高校生を対象とした推薦制度である。指定校に対し推薦基準を設定し、学校長の推薦に基づき、小論文、面接試験により合格者を決定している。
	公募推薦	学校長の推薦に基づき、高校での評定値、面接、基礎学力テストにより、総合的に評価し選抜している。

AO入試	第一次審査で調査書、自己紹介書、自己アピール分の書類選考により第二次審査対象者を決定する。第二次審査では、小論文、基礎学力検査、面接試験により総合的に評価し、選抜している。
社会人入試	満 23 歳以上のものであり、かつ 1 年以上社会人として職務経験を有するものを対象としている。小論文、面接試験により選抜している。

推薦入試、AO 入試の合格者に対しては、入学手続き後も継続した学修を促すため、入学前教育として、薬学を学ぶ上で必要な基礎科目に関して課題を課し、課題への解答の提出を求めるとともに、学力補完を目的としたスクーリングを行っている。【観点 7-2-3】

また、入学者の質を向上させるために、調査書に加えて、指定校推薦を除く入学試験に理科「化学」の受験を課している。一般入試、大学入試センター試験利用入試では「化学基礎・化学」を必須とし、公募推薦および AO 入試では「化学基礎・化学」の基礎学力検査を実施している。社会人入試では小論文と面接試験の口頭試問により、本学の建学の精神の理解度、医療人としての適性、並びに基礎学力を評価している。【観点 7-2-3】

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

[現状]

本学の平成23(2011)年度入学定員は6年制360人であったが、平成27(2015)年度から健康薬学科の入学定員を20人減とし、340人としている。

入学者の管理に当たっては、薬学教育6年制への移行とともに薬学人気が低迷し、学生募集に苦慮していたが、その後の薬学人気の回復により平成23年度、平成24(2012)年度に入学者の歩留まりを大幅に読み誤るという苦い経験をした。このため、平成25(2013)年度より「転科合格制度」、「補欠制度」を導入し、定員を守るよう細心の注意を払っている。

平成23～28(2016)年度の学科別入試結果は、基礎資料7のとおりである。(基礎資料7) 平成25～28年度の間、各学科における入学者数の対定員比(定員充足率)は1.06～1.09で推移しており、許容範囲内にあると考えられる。

【観点 7-3-1】【観点 7-3-2】

根拠資料・データ

基礎資料 7 学生受入状況について

『 学 生 』

7 学生の受入

〔点検・評価〕

オープンキャンパスや入試説明会を通して、各学科の教育目的、本学が求める学生像など、受け入れ方針を明確に伝えることは十分達成されていると考える。

入試区分ごとの進級状況の検証も行っており、全般的には基礎学力は適正に評価されていると考える。今後も、状況の変化に対応しながら、適宜定員あるいは入試区分の見直しを行うことにより、学生の質を維持しつつ安定して定員数の学生を確保できると考えている。【基準 7-1】【基準 7-2】【基準 7-3】

〔改善計画〕

オープンキャンパスや入試説明会において、受験生や保護者の相談に答える形式の相談会を頻繁に実施したが、今後も、高校の進路指導教員や入学希望者、保護者などが知りたい情報の提供に工夫を凝らし、積極的な広報活動を通して志願者の増加を目指す。

入試区分別の入学者の成績推移については継続的に検証を進めており、入試の種類や回数、時期、そして定員配分を含む入試制度の改善の必要性については、常に注意を払い検討して行く。

指定校推薦入学制度についても、入学した学生の学業成績並びに就学状況を勘案し、志願者数も確認しながら、適宜選定した指定校の検証を行い、選定の見直しを行う。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

【現状】

成績の基準は、「横浜薬科大学履修規程（第21条）」に定められており、100～80点：優、79～70点：良、69～60点：可、59点以下：不可であり、60点以上をもって合格とし、単位の認定を行っている。また出席時間数が3分の2に満たない場合は失格とし、定期試験、追再試験の受験を認めていない。（資料2-1. 94頁）各科目の具体的な成績の評価方法は、「横浜薬科大学薬学教育シラバス2016 授業計画（6年制）」の中で科目ごとに記載されている。学生に対しては、学年別に年度始めのガイダンスにおいて、学生便覧を用いて説明している。（資料8-1-1-①）【観点 8-1-1-1】

前期科目の成績は10月に発表され、後期科目と通年科目の成績は3月に発表される。（資料8-1-1-②）なお、卒業研究の単位認定については、改訂コアカリに準拠したカリキュラムでは「履修規程（第28条）」（資料2-1. 96頁）に、また旧コアカリに準拠したカリキュラムでは「履修規程（第33条）」（資料2-2. 93頁）に定められており、総合的に評価される。他大学等における既修得単位の取扱いは、他大学を卒業または中途退学した者、短期大学、高等専門学校を卒業した者で入学を許可された者について、当該科目担当教員が、履修した大学での学習教育内容および単位数を本学の教育課程と照合して審査を行い、60単位を越えない範囲で教務委員会における協議を経た上で、教授会の承認を得て学長が認定している。（資料2-1. 93頁）

成績評価対象者は、「履修規程（第11条）」に従い、一般授業科目の場合は授業実施時間数の3分の2以上出席した者についてのみ、また学内実習および実務実習の場合は、原則として欠席は認めないという基準に従い、公正かつ厳格に行われている。（資料2-1. 91頁）【観点 8-1-1-2】

成績表は、学期末に学事システムによってWeb上で各科目の優良可および不可の評価が開示され、学生本人と全教員が閲覧することができる。また、担任（研究室配属学生は研究室主任）から学生との面談を通して、各科目の得点、順位な

どの情報が開示され、きめ細かい学生指導が行われている。不合格者に対しては、「履修規程（第 17 条）」に従い、前期、後期試験とも再試験を実施している。（資料 2-1. 93 頁）

保護者に対しては、年 2 回、前期および後期の成績表を郵送し、修学状況を確認する資料としている。また年 1 回開催されている後援会総会において、全体の成績の推移について説明する機会を設けている。（資料 8-1-1-③）

【観点 8-1-1-3】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 2-2 学生便覧 平成 26 年度（6 年制）
- 資料 8-1-1-① 平成 28 年度前期ガイダンス実施日等一覧
- 資料 8-1-1-② 平成 28 年度学事暦
- 資料 8-1-1-③ 後援会だより

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

【現状】

本学では、各学年毎に年度初めのガイダンスにおいて、単位未修得科目および失格科目を、1年次においては7単位以上を有する学生、2年次において5単位以上を有する学生、3年次においては4.5単位以上を有する学生、4年次においては2単位以上を有する学生は次学年に進級できないと定められていること、そして留年となった学生が有する既修得科目については、単位認定により次年度での履修が不要となることを学生便覧を用いて説明している。（資料 8-1-1-①、資料 8-2-1-①）【観点 8-2-1-1】

各学年の進級の可否は、担当教員による各科目の成績承認後、教務委員会において進級基準に則り、公正かつ厳格に判定され、教授会の承認を経て学長による決定がなされ次第、速やかに全学生に対して公表している。（資料 8-2-1-②）

【観点 8-2-1-2】

留年生に対しては、生活のリズムが崩れないよう、また学習意欲が持続するよう、合格点は獲得したものの成績が思わしくなかった科目の再聴講や自主学習を勧めるなど、クラス担任と国試対策本部・薬学教育センター教員が協力してきめ細かい指導に当たっている。【観点 8-2-1-3】

留年生を含めた全ての学生に対して、教育上の配慮から、上位学年に配当されている授業科目の履修は認められていないことを、ガイダンスで説明している。（資料 8-1-1-①）【観点 8-2-1-4】

根拠資料・データ

資料 8-2-1-① 「平成 28 年度横浜薬科大学履修規定」第 2 章履修方法第 4 条

資料 8-2-1-② 平成 28 年度教授会資料

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

[現状]

学籍異動は定例教務委員会で確認した後、教授会で審議し決定している。また、教務委員会は毎月の在籍状況を「休学者・退学者調査」としてまとめ、部長会、学科長会議、教授会に報告している。学生が休学・退学する場合は、休学願・退学願の提出時にクラス担任が本人および父母と面談または電話対応等を行い、状況と理由等を確認し、その内容を部長会、学科長会議、教授会で報告している。

年度末に集計された進級判定資料は教授会において諮られ、留年者が報告され、進級者が決定される。基礎学力、学習意欲の低下を反映すると思われる学籍異動者がいる場合は、担任教員や薬学教育センター教員が随時、学生の学修に対する相談を受け付け就学に対する支援を行っている。

平成27（2015）年度以降、各学年の留年率および退学率は減少する傾向にあるが、さらなる改善を目指す。留年・退学者の防止策については、平成28（2016）年8月に開催された全学の教員および事務職員が参加したFD・SD研修会の中で、留年率および退学率の現状を全教員で共有し、本学の教育上の問題点、教育の質の向上を目指す方策に関する討議に加え、どのように留年・退学者を減らせるかについて討議した。本研修の中で、定期試験の難易度の設定および成績評価の妥当性、留年生に対する学習面での指導・支援の一層の強化の必要性が提案され、随時改善を実行することが合意された。（資料8-2-2-②）

留年・退学防止策として低学年次からの対策が重要であり、担任教員並びに薬学教育センター教員が、入学時に実施する「基礎学力テスト：プレイスメントテスト」の成績下位者および最初の定期試験の成績不振者に対して、面談を行い、学力向上ワーキンググループ（生物、化学、物理）を設置して学修支援を行っている。各学年の成績不振者に対しても、担任教員と薬学教育センター教員が連携して就学を支援する体制を整えている。（基礎資料2-3、資料8-2-2-①）**【観点 8-2-2-1】**

根拠資料・データ

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 基礎資料 2-3 | 評価実施年度の直近 5 年間ににおける学年別の学籍異動状況 |
| 資料 8-2-2-① | 平成 28 年度横浜薬科大学 学内委員会組織表 |
| 資料 8-2-2-② | 平成 28 年度 FD・SD 研修計画書および同成果報告書 |

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

【現状】

本学では、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念として掲げている。（資料 2-1. 65 頁） この教育理念に沿って、健康薬学科・漢方薬学科・臨床薬学科のディプロマ・ポリシーが以下のように設定されている。

■ディプロマ・ポリシー

横浜薬科大学では「惻隱の心を持つ薬剤師を育成する」という教育目標を掲げており、この理念および学則 1 条に基づき、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して、学士（薬学）の学位を授与します。

- ①全学共通のカリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深め、薬学専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につけた。
- ②学科・専攻における体系的な学習と学科を横断する学際的な実務実習・卒業論文研究等を通し少子高齢化した現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけた。
- ③6 年間にわたる「講義」、「演習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的、論理的思考力、課題探求能力、表現能力、弱者の気持ちを理解したコミュニケーション能力を統合する力を身につけ、自らの個性の伸展を図ることができる。

【観点 8-3-1-1】

このディプロマ・ポリシーは、教務委員会を中心に原案が作成され、教授会での審議・承認を経て学長により決定された。（資料 8-3-1-①）【観点 8-3-1-2】

本学科のディプロマ・ポリシーは、学生便覧に掲載されており、教職員および学生に周知されている。（資料 2-1. 14 頁）【観点 8-3-1-3】

また、本学ホームページ上にも掲載されており、広く社会に公表されている。（資料 8-3-1-②）【観点 8-3-1-4】

根拠資料・データ

資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）

資料 8-3-1-① 平成 26 年度教授会議事録

資料 8-3-1-② 横浜薬科大学ホームページ

(http://www.hamayaku.jp/images/material/56/files/k_DiplomaPolicy.pdf)

ディプロマ・ポリシー

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

本学の6年制学科のカリキュラムポリシーは、学生便覧（資料2-1、13頁）の第2部（健康薬学科・漢方薬学科・臨床薬学科の教育課程）の最初に明記されている。学士課程修了の判定基準は、横浜薬科大学履修規程（資料8-3-2-①）の第1章（履修科目）に明記されており、10頁には別表-1-1として卒業要件が示されている。履修規程は学生便覧の88～102頁に掲載されており、99頁には別表-1-1の卒業要件単位数が示されている。これらはガイダンス等で説明され、学生に周知されている。（資料2-1、88～102頁） **【観点 8-3-2-1】**

表8-3-2-1 学士課程の卒業要件単位数

教養科目

人文・社会系科目	2単位以上
外国語科目	2単位
専門関連科目	18単位
小計	22単位以上

専門科目

導入科目	6.5単位
学科専攻科目	11単位
化学系科目	13単位
物理系科目	9単位
生物系科目	18.5単位
衛生系科目	6単位
基礎医療系科目	14.5単位
臨床医療系科目	34.5単位
実習・演習科目	52単位
専門関連科目	2単位以上

小 計	167単位以上
合 計	189単位以上

上記の卒業判定基準に従って教務委員会で資料を作成し、1月に開催される教授会で厳正に卒業の判定が行われている。（資料8-3-2-②）【観点 8-3-2-2】

6年次留年生の大部分は「薬学総合演習」（6単位）の単位未修得によるものである。新学期の最初に卒業延期生（卒延生）を対象にガイダンスを行い、卒業までの日程を周知している。卒延生は、前期に6期からなる計179コマの演習の授業を受講し、各期の最後には演習試験を受験して自身の実力を確認するとともに、誤った問題の正解を自ら求めることにより、自身の学習上の問題点を認識して、その改善に努める。その内容を記述した各期の「自己分析シート」は、8月に実施される「薬学総合演習再試験」の得点とともに、成績の総合的な評価に用いられる。

なお、卒延生に対しては4月のガイダンスの直後に指導教員が本人と面談し、卒業および薬剤師国家試験までの期間の学修並びに生活態度について指導している。（資料8-3-2-③、資料8-3-2-④）【観点 8-3-2-3】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 8-3-2-① 横浜薬科大学履修規程
- 資料 8-3-2-② 教授会議事録（平成 29 年 1 月 11 日）
- 資料 8-3-2-③ 卒延生の演習日程（平成 28 年度）
- 資料 8-3-2-④ 平成 28 年度卒延生の演習の進め方について【先生方へのお願い】

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

[現状]

本学では、教育研究上の目的に基づいて教育を行い、そのアウトカムとしてディプロマ・ポリシーを設定している。ディプロマ・ポリシーに掲げた能力は、「実務実習」、「卒業研究」および「薬学総合演習」で総合的な学習の成果として測定している。

「実務実習」では、実習終了後に実務実習ポスト教育が実施され、学生が実務実習で体験し、学習した内容をテーマに、小グループ討議（SGD）形式による総合討論を行うとともに、実習で体験した内容についてポスター発表を行う。SGDに関しては評定尺度を用いた観察記録を、またポスター発表については発表内容を評価することで成績としている。（資料5、229頁、資料8-3-3-①）

「卒業研究」においては、本学独自の共通の卒業研究成績評価表により評価している。（資料8-3-3-②） すなわち、指導教員による日常の研究態度や成果の評価（80点満点）と、大学が主催する卒業研究発表会において、副査となる他研究室の教員1人が、発表の技能・態度、質疑応答に対して審査した結果（20点満点）を合せて総合得点とし、評価している。（資料8-3-3-③、資料8-3-3-④）

「薬学総合演習」は6年次後期に開講され、実社会での薬剤師業務に十分に対応できる学力が身につくよう配慮しており、その到達度は定期的に実施される確認試験および期末試験で評価している。（資料8-3-3-⑤）

【観点 8-3-3-1】【観点 8-3-3-2】

根拠資料・データ

- 資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）
- 資料 8-3-3-① ポスター場所．配置表
- 資料 8-3-3-② H28 年度卒業研究成績評価表
- 資料 8-3-3-③ 7 月 25 日 教員連絡会資料
- 資料 8-3-3-④ 卒業論文発表会プログラム
- 資料 8-3-3-⑤ H28 年度後期薬学総合演習日程表 9 月～11 月

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価]

各科目の成績評価の方法・基準は、シラバス、履修規程に明記され、新年度のガイダンス時に学生に周知している。成績評価は、基準に従い公正かつ厳格に行われており、成績評価の結果については、必要な関連情報とともに学生に伝えられる。

教員は評価に用いた資料を、学期末にIR室に提出し、答案を含めた評価関係書類に不備がないかどうか確認され、いつでも点検・評価できる状態を確保している。進級判定については審査過程が明確化され、教授会において厳正に諮られている。

【基準 8-1-1】 【基準 8-2-1】

卒業延期生（卒延生）、薬学共用試験不合格者を含む留年生は、学習レベルの差が大きく、肌理細かい指導が必要である。当該学生には、クラス担任による指導に加え、各科目担当者や国試対策本部・薬学教育センター教員が連携して指導に当たる。十分な教育的配慮がなされ、学習・授業支援体制は強化されていると判断される。【基準 8-2-2】

学位授与の方針については、本学の建学の精神に基づいた教育理念に沿って、健康薬学科・漢方薬学科・臨床薬学科のディプロマ・ポリシーが設定されており、学生便覧やリーフレット等により学生に周知するとともに、本学ホームページ上にも掲載して広く社会に公表している。【基準 8-3-1】

学士課程修了の認定については、その基準が学則第11条（卒業要件単位数）および第20条（卒業）に定められ、履修の詳細（方法、科目等）は履修規程に示され、学生に周知している。【基準 8-3-1】

6年次後期に行われる薬学総合演習試験については、6年次の8月に教務部長が学生に対し詳細な説明を行い、周知徹底を図っている。学士課程修了の判定は、判定基準に従って教務委員会が資料を作成し、1月に開催される教授会で公正かつ厳正に行われている。学士課程修了判定によって卒業延期となった学生（卒延生）は、薬学教育センターおよび配属研究室教員が指導担任となり、学生は担任からの指導・助言を受けながら、学力向上を図ることができるよう、教育的配慮がなされている。【基準 8-3-2】

総合的な学習成果の評価方法については、評価基準の設定とそれを基にした評価法の整備が充分なされているとは言えない。【基準 8-3-3】

[改善計画]

卒業を判定する教授会の資料として、全学生の在学中の全ての成績に関する資料を提示することを検討する。「自己分析シート」の評価については、毎年、一定のマニュアルに従って行うことが望まれる。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

〔現状〕

入学後の4月上旬に行われている新入生オリエンテーションにおいて、学部長並びに教務部長により薬学教育全般のガイダンスを行っている。教授項目のイントロダクション、内容説明に始まり、前期に行われる体験学習、科目履修の説明、試験日程、自習室利用の説明、高校と大学の講義の違い、本学における学びの仕組みとルール、担任制等について説明を行っている。（資料2-1、資料5）

【観点 9-1-1-1】

新入生オリエンテーションの際に「化学」「生物学」「数学・物理学」について、基礎学力確認（プレースメントテスト）を行い、学力の低い学生を把握して、補習を行っている。【観点 9-1-1-2】

2年次生以上には、進級後の4月上旬に、各学年においてガイダンスを実施し、科目履修や進級条件の確認を行っている。実務実習については、開始前に関係資料を配付し、実習担当教員が学生に対し詳細な説明を行っている。その中で、各実習施設での注意事項および「実務実習指導管理システム」の利用方法についても詳細に説明をしている。（資料5、資料9-1-1-①）【観点 9-1-1-3】

前後期試験後に担任から学生に成績を配付し、諸注意および連絡・指示事項を伝達している。特に成績不振学生に対しては、クラス担任が個別に面談を行い、履修指導や学習相談への対応を行っている。また、授業担当教員は毎週定時にオフィスアワーを設けて、講義内容についての質問や疑問を受け付けており、学生とのコミュニケーション強化と学生の自主的な学習を促すための支援を行っている。各教員のオフィスアワー曜日・時間はシラバスに記載している。教員の出張や会議が指定時間と重なるような場合は、事前に研究室等に教員の予定を掲示し

て学生に周知している。

多様な学生に対する支援として、薬学教育センターが設置されており、随時、履修や学習方法などについての相談を受け付けている。特に留年生を含む成績不振学生に対する学習指導や生活指導を重点的に行っている。(資料5、資料9-1-1-②、資料9-1-1-③)【観点 9-1-1-4】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 28 年度（6 年制）
- 資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6 年制）
- 資料 9-1-1-① 実務実習説明会資料
- 資料 9-1-1-② 面接要領
- 資料 9-1-1-③ 面接記録用紙

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

[現状]

各種奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口は、学生課に設けている。奨学金を必要とする学生には、日本学生支援機構奨学金などの無利息・低利息の奨学金等の利用を勧めている。奨学金に関する情報は、大学内、学生便覧、ホームページで開示している。

また、新入生へのオリエンテーションおよび進級ガイダンスの際に奨学金の申請に関する説明会を実施しており、説明会の案内はメールで配信している。学生課窓口または電話での個別相談にも対応しており、申請漏れ防止に努めている。

(資料 2-1. 30 頁、資料 9-1-2-①) **【観点 9-1-2-1】**

本学独自の奨学金制度(無利子の貸与型)として、「横浜薬科大学修学支援貸与基金」を設置し、学資負担者の急病等による家計の急変が原因で就学が困難になった学生や、留年で経済的負担が増し退学を避けることが困難な状況に陥っている学生などへの経済的支援を実施している。(資料 2-1. 31 頁、資料 9-1-2-①、資料 9-1-2-②) **【観点 9-1-2-2】**

根拠資料・データ

資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）

資料 9-1-2-① 横浜薬科大学ホームページ

（http://www.hamayaku.jp/nyuushi/scholarship_new3.html）奨学金案内、
奨学金制度

資料 9-1-2-② 横浜薬科大学修学支援貸与基金規程（平成 28 年 4 月 1 日改正版）

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

【現状】

学生のヘルスケア支援体制の一環として、医務室を設置している。医務室では常勤の医師3人と看護師2人が対応している。学生が利用しやすくするため、医務室は事務センター出入り口の近傍にあり、看護師が事務職員の応援を求めやすい環境にある。病院での手当てを必要とする場合は、救急搬送のための緊急連絡体制を整えている

インフルエンザを始めとする感染症や食中毒などの季節ごとに注意すべき疾患等に関する情報を学内に掲示することによって、学生自身の健康管理の意識向上を図っている。(資料 2-1. 10、32 頁、資料 9-1-3-①)

【観点 9-1-3-1】【観点 9-1-3-2】

また、メンタルケアへの支援として学生相談室を設置し、臨床心理士、常勤の医師、看護師および専任教員の学生相談員が、精神的な問題や人間関係の悩みを抱えている学生の相談に対応している。相談には、他の学生の目に触れにくい図書館棟 10 階の学生相談室や事務センターの面談室を使用し、相談者のプライバシーを守ることのできる環境を整えている。

これらの支援体制については、学内随所に掲示するとともに、入学生へのオリエンテーションおよび進級ガイダンスの際に説明している。(資料 2-1. 10、32 頁、資料 9-1-3-①) **【観点 9-1-3-1】**

本学は、講師以上の教員による「指導担任制」を設けている。本制度は、1人の教員が、1～4年次に在籍する各学年6人程度の学生の担任として、生活面を始めとして修学面などの学生生活を支援するシステムである。担任教員は、各学生と定期的に面談を行って、成績のみならず生活態度などを把握し、適切な指導および助言を行っている。担任教員のみでは対応できない場合は、学部長、教務部長、学生部長、薬学教育センター教員と協議するとともに、保護者との面談を行っている。(資料 2-1. 29 頁)

全学生を対象として毎年4・5月に学内で定期健康診断を実施している。受診に関する学生への指導は、入学生へのオリエンテーションおよび進級ガイダンスの際に行うと同時に、学内掲示板および一斉メールにより周知している。平成 28

(2016)年度の受診率は、89.1%であったため、未受診学生に対して、他の医療機関での受診を指導している。実務実習に先立ち、4年生全員を対象として、5月に抗体検査（風疹、B型肝炎水痘、麻疹、ムンプス、風疹、B型肝炎）を実施し、抗体が陰性の学生には、ワクチンを接種させている。【観点 9-1-3-2】

根拠資料・データ

資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）

資料 9-1-3-① 横浜薬科大学ホームページ

(<http://www.hamayaku.jp/student/infection.html>) 学生サポート

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

[現状]

ハラスメント防止に関する規程として、「セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程」および「パワー・ハラスメント等の防止に関する規程」を整備し、施行している。(資料 2-1. 32、129～138 頁)【観点 9-1-4-1】

ハラスメントの発生を未然に防止するために、また、ハラスメントに起因する問題への対策を講じるために、ハラスメント防止委員会(委員 15 人(教員・事務職員))を設置している。ハラスメントに関する相談に対応するための窓口として、ハラスメント相談員(教員・事務職員計 12 人)を配置している。また、学生課のカウンターに相談箱を設置している。さらに、匿名でも相談できるようにするため、専用のメールアドレスを設定している。【観点 9-1-4-2】

学内の相談窓口に加え、学外にも「ハラスメント防止外部委員会」(外部委員 3 人)を設置し、メールや電話などで相談できる体制を取っている。(資料 9-1-4-①、資料 9-1-4-②、資料 9-1-4-③、資料 9-1-4-④)【観点 9-1-4-1】

ハラスメントの防止および相談窓口については、毎学期のガイダンスで説明している。また、毎年、リーフレットを作成し、学生全員にガイダンス時に配付するとともに、学内に掲示して、周知している。リーフレットには、相談員名および連絡先等を記載している。【観点 9-1-4-3】

その他、ハラスメントを未然に防止するために平成 28(2016)年 8 月に実施した FD・SD 研修会において、ハラスメント啓発教育を実施した。(資料 8-2-2-②)

根拠資料・データ

資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）

資料 8-2-2-② 平成 28 年度 FD・SD 研修計画書及び同成果報告書

資料 9-1-4-① 横浜薬科大学ホームページ

(<http://www.hamayaku.jp/student/support.html>) 学生相談

資料 9-1-4-② 平成 28 年度横浜薬科大学学内委員会組織表（最終）

資料 9-1-4-③ リーフレット「STOP Harassment H28 年度版」（横浜薬科大学
ハラスメント防止委員会）

資料 9-1-4-④ リーフレット「ハラスメント防止外部委員会（平成 28 年度版）」

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

本学は、受験資格に心身に関する条件を定めていない。また、出願の際の健康診断書の提出も求めていない。入学試験募集要項には、受験時に特別な配慮を必要とする場合は、事前に申し出る旨を記載し、別室受験などを行っている。

【観点 9-1-5-1】

身体に障がいのある学生に配慮し、車椅子による移動を容易にするため、構内をバリアフリー化し、建物入り口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレ、一部に自動ドア等を設置している。発達障がいや性同一性障がいなどの学生には、担任教員を慎重に選び、心身ともに学修に専念できる環境の整備に努めている。また、当該学生が使用するロッカーの設置場所や実習等の班分けなどに配慮している。入学時に提出する書類「健康調査票」には、障がいや疾病について記載する項目を設け、学生課が窓口となり、担任教員と保護者が連携して、学生の状況把握に努め、学生が安心して就学できる支援体制を整備している。(資料 9-1-5-

①) **【観点 9-1-5-2】**

根拠資料・データ

資料 9-1-5-① 健康調査票

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状]

学生の就職支援組織として、厚生委員会とキャリアセンターを設置している。厚生委員会は、教員および職員により構成されており、主にキャリア支援を企画・立案し、就職指導に関する事項を審議し決定している。また、厚生委員会は就職先企業担当、病院・調剤薬局・ドラッグストア就職担当、登録販売者講習担当、学生相談担当、広報担当、TOEIC 担当の6つのワーキンググループ（WG）を設け、それぞれ学生の要望に対応して就職先確保のための情報の収集および提供を行っている。キャリアセンターは、学生の自律的な就職活動を支援するために、学生一人ひとりと向き合い、個性に合わせた就職サポートをすることを目的に設立された。厚生委員会との強固な連携の下、厚生委員会の決定事項に従って就職支援活動を遂行している。キャリアセンターは、厚生委員会委員長がセンター長を兼務し、教員2人（厚生部長兼務・厚生副部長兼務）、常勤2人および非常勤1人にパート2人を加えた計7人で構成されている。キャリアセンターでは隔週1回を標準として、定例会を開催している。平成28（2016）年度は、4月より翌年2月までに17回実施し、学生の就職意欲の向上、学生の個性・特色に応じた取組みについて検討した。（資料9-1-6-①、資料9-1-6-②）

学生一人ひとりの個性を尊重した就職指導が行えるように、学生の就職指導・斡旋には、原則として5年次の配属研究室主任が当たることとし、厚生委員会およびキャリアセンターは研究室の就職指導に協力し、それを支援する体制としている。（資料2-1. 61頁、3. 就職、資料9-1-6-①、資料9-1-6-②）

キャリアセンターと指導担任（1～4年次）および研究室主任（5から6年次）が支援活動をきめ細かく実施する体制を維持するために、平成28年度は、厚生委員会を、5月、9月および2月の3回、また、臨時のメール会議を3回実施し、インターンシップ制度、キャリア支援プログラムおよび就職状況などの情報共有、登録販売者受験支援およびTOEIC受験支援などの体制改善等について協議した。

厚生委員会は教員連絡会を通じ、またキャリアセンターは研究室を訪問するとともにメールマガジンを全教員に配信することで情報の共有を図りつつ、キャリアセンター、厚生委員会、指導担任または研究室主任が一体となって学生の就職支援活動を行っている。【観点 9-1-6-1】

キャリアセンターは学生に対して、主として以下に示す支援を実施している。

- 1) 学年別のキャリア支援プログラムの実施と、キャリアセンター利用案内および薬業界データ等の提供（資料 9-1-6-③）
- 2) キャリアセンターにおけるキャリア支援プログラムおよび就職活動年間スケジュールとイベント開催状況をホームページ上に公開している。ホームページには進路支援システムがあり、学生は企業や病院等の新しい求人情報等に学内外 24 時間どこからでもアクセスすることが可能になっている。（資料 9-1-6-④）
- 3) 実務実習等で長期に学外で活動する 5 年生に対しては、定期的に発信するメールマガジン等により就職情報を提供している。また、メールでの個人相談にも対応している。（資料 9-1-6-⑤）
- 4) 学年ごとに「テーマ」を決めたキャリア支援プログラム行事を開催している。平成 28 年度は、5・6 年生にキャリアセンターおよび厚生委員会が編集した『就職ハンドブック』を配付し、就職活動の準備を分かり易く説明した。また、就職活動意識および職業意識の啓発のために、継続的な各種ガイダンスおよび就職セミナーを実施した。5 月に「春の就職セミナー」、5 月～11 月に「病院・薬局・薬系企業のランチョンセミナー」、11 月に「就職支援セミナー」、12 月に「業界理解セミナー」と女子学生限定の「メイクアップセミナー」、2・3 月にかけて「合同企業プレセミナー」、3 月末に「合同企業説明会」を開催した。また、インターンシップ推進のために、平成 28 年度は、学生食堂にインターンシップ相談窓口を 7・10・11 月の 3 回設け、学生がインターンシップに参加しやすい環境を提供した。（資料 9-1-6-⑥、資料 9-1-6-⑦）
- 5) 平成 28 年度のキャリアセンターの利用状況から、学生は 1 年次から進路相談に参加し、4 年次以降の高学年では履歴書添削、自己分析、模擬面接、インターンシップ等を通じ支援を受けていることが明らかになった。利用状況については、全体の利用数では前年比 124%、就職活動該当年次である 5・6 年次の前年比は 135%といずれも前年を上回った。最近の特徴として、就職活動該当年次ではない低学年、特に 1 年次学生の利用が増加していることが挙げられる。（資料 9-1-6-⑧）【観点 9-1-6-2】

根拠資料・データ

- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 9-1-6-① 就職支援体制（キャリアセンター組織図）
- 資料 9-1-6-② 厚生委員会組織図（WG の記載のあるもの）
- 資料 9-1-6-③ 平成 28（2014）年度キャリアセンター利用案内、キャリア支援プログラム
- 資料 9-1-6-④ 横浜薬科大学ホームページ
(<http://www.hamayaku.jp/job/index.html>) 記載内容
- 資料 9-1-6-⑤ メールマガジン冊子（平成 26 年度）
- 資料 9-1-6-⑥ 就職ハンドブック
- 資料 9-1-6-⑦ 平成 28（2016）年度キャリアセンター活動実績
- 資料 9-1-6-⑧ インターンシップ活動状況

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取り組みが行われていること。

[現状]

教育や学生生活に関する学生の意見を収集するための主な委員会は、教務委員会、学生委員会および厚生委員会である。教務課、学生課およびキャリアセンターの事務組織もその役割を担っている。学生委員会では「学生相談員（教授2人、准教授、講師および助教の若手教員を中心とした10人、臨床心理士1人、看護師2人、事務職員2人）」を配置し、学生が意見を述べやすい組織とするよう努めている。教育に関する学生の意見は、下記に示すWebを用いた授業評価を受けるシステムで収集している。ハラスメントについては、「ハラスメント相談員（教員9人、事務職員3人）」が対応する体制を整備している。（資料9-1-4-①、資料9-1-7-①、資料9-1-4-③、資料9-1-4-④）【観点 9-1-7-1】

授業に関しては、教員の講義・実習に対するアンケート評価をWebで行っている。このアンケートは、教員による講義・実習の改善を目的としており、その結果は全ての教員が閲覧することができる。また、教員はその結果に基づいて、「授業の自己点検報告書」を提出することが義務付けられている。

図書館棟および厚生棟に「意見箱」を設置して、学生の意見を汲み上げ、その内容に応じた担当部署で検討した後に、具体的な対策を講じている。その内容は学生に掲示板で回答している。また、ハラスメント相談箱を学生課窓口近傍に設置している。（資料9-1-7-②）

根拠資料・データ

- 資料 9-1-4-① 横浜薬科大学ホームページ（学生相談）
- 資料 9-1-4-③ リーフレット「STOP Harassment H28 年度版」（横浜薬科大学ハラスメント防止委員会）
- 資料 9-1-4-④ リーフレット「ハラスメント防止外部委員会（平成 28 年度版）」
- 資料 9-1-7-① 掲示物「カウンセリング」・「学生相談」について 28.6.1
- 資料 9-1-7-② 掲示物「意見及び回答 平成 28 年 5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、平成 29 年 1 月、2 月」

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

〔現状〕

実習における安全教育は2年次より開始する物理系、化学系、生物系の各実習の最初に行われ、その際、手袋、保護メガネなどの保護具の使用法と各分野で用いられる試薬の安全な取り扱い方法など、基本的な実習安全指導を行っている。

5・6年次の卒業研究においては、動物実験や遺伝子組み換え実験を行う学生に対し、それぞれの管理責任者である教員が中心となって講習会を行い、それらの講習会を受けた学生だけがそれらの実験を行うことができる。

【観点 9-2-1-2】

正課中、行事中、課外活動中及び通学中に学生自身が不慮の事故によるけがを負うといった状況に備え、大学が全学生を被保険者として日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」と契約している。また、実務実習等で他人にけがを負わせたり、実習器具を壊したりして賠償責任が発生する事故に備え、平成27（2015）年度以降の入学生は、学研災に加えて「学研災付帯賠償責任保険」にも全学生を被保険者として加入・契約している（平成26（2015）年度以前に入学した学生は実務実習のある5年生を対象に加入契約）。この保険については学生課が窓口となり、新入生へのガイダンスや掲示物で情報提供するとともに、保険会社への相談、手続きを実施している。【観点 9-2-1-3】

危機管理については、全学年を対象にして、年度初めのガイダンスにおいて、学生部長より指導を行い、学内での急病や不審者による事件・犯罪、学外における交通事故、痴漢、ストーカー、火事、天災などへの対応について指導している。さらに、薬物乱用の危険性やその社会的影響に対する認識を深めるため、学内掲示や薬物乱用に精通した本学教員による特別講義を行っている。

毎年、学生および教職員を対象に防災訓練を実施するとともに、地震や火災等の緊急時における適切な具体的対応法を説明した「大地震対応マニュアル」（リー

フレット版、ポケット版)を作成して、教職員・学生に配付し、安全・安心への関心を高めるよう努めている。(資料 9-2-1-①、資料 9-2-1-②、資料 9-2-1-③)

【観点 9-2-1-3】

根拠資料・データ

資料 9-2-1-① 学生部長ガイダンス教育資料

資料 9-2-1-② 「大地震対応マニュアル」（リーフレット版、ポケット版）

資料 9-2-1-③ 横浜薬科大学ホームページ

（http://www.hamayaku.jp/m/student_top/index.html?id=45381&pid=16204）

「2016.12.10 平成 28 年度防災訓練を実施」

『 学 生 』

9 学生の支援

〔点検・評価〕

毎年4月初旬に行っている新入生オリエンテーションで、適切な履修ガイダンスを行っている。また、年度当初に学年別にガイダンスを実施し、科目履修や進級条件に関する指導とともに、実務実習については開始前にガイダンスを実施し、詳細な指導を行っている。教員個々のオフィスアワーについては、シラバスで公表している。

教育センターでは個々の学生に対する学習支援を行っており、学力と学習意欲の向上に寄与している。【基準 9-1-1】

学生課が窓口となり奨学金の紹介など経済的支援を実施している。また、本学独自の奨学金制度(無利子の貸与型)「横浜薬科大学修学支援貸与基金」を設置し、家計の急変等により就学が困難となった学生に対する支援を行っている。

【基準 9-1-2】

学生相談室を設置し、担任教員と常勤の医師、看護師および臨床心理士並びに専任教員の学生相談員が連携して心身に問題を抱えている学生の相談に対応している。【基準 9-1-3】

ハラスメントを防止するため、全学的な防止体制を整備している。ガイダンス時にリーフレットを配付して学生に説明するとともに、教職員に対しては研修会を開催して、その防止に努めている。【基準 9-1-4】

身体に障がいのある学生については、受験が不利にならないよう配慮するとともに、就学時に支障がないよう施設・設備の改善を行っている。また、学生生活の支援についても、担任教員、医師および看護師が保護者と連携して、適切な対応を検討しつつ、障がいのある学生に対する支援を行っている。

【基準 9-1-5】

進路選択に関する支援組織として、厚生委員会およびキャリアセンターが設置されている。年間を通じ様々な就職・キャリア支援プログラムを実施しており、学生が主体的に進路を選択できる体制が整備されている。【基準 9-1-6】

学生の意見は、教務委員会、学生委員会、厚生委員会、薬学教育センター、担任教員および学生相談員が収集している。また、「意見箱」を設置して、学生の意見を収集している。授業評価に関しては、アンケートを Web 上で行い、その結果に基づいて授業改善を行っている。【基準 9-1-7】

教育環境を良好に維持するために、様々な対応と整備を行ってきており、学生が安全かつ安心して学習に専念できるよう配慮がなされている。

【基準 9-2-1】

[改善計画]

経済的支援については、優秀な学生確保のためにも可能な限りの対応を行っているが、留年した場合には、日本学生支援機構など外部の奨学金は打ち切られるため、そのような状況においても、学業が継続できる奨学金を確保できるよう、本学独自の奨学金システムである「横浜薬科大学修学支援貸与基金」の見直しを検討する。

学生の意見は、委員会や担任教員および意見箱などにより、収集しているが、体系的に収集する仕組みは十分とは言えない。学生が気軽に自身の悩みや大学に対する意見を言える体制の構築についてFD・SD研修会などにおいて議論する必要がある。また、授業評価アンケートの回収率は良いとは言えず、改善方策を講じる必要がある。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること(1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい)。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

[現状]

本学薬学部は、3学科制(健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科:6年制薬学教育)で開学し、平成28(2016)年度の6年制3学科の定員は健康薬学科60名、漢方薬学科120名、臨床薬学科160名である。

平成28年度5月1日時点での専任教員数は大学設置基準に定められている数(59名)を上回り、71名(教授30名、准教授20名、講師15名、助教6名)である。薬剤師の実務経験を有する専任教員については、文部科学省が定める「薬学部における教員(実務家教員)に関する基準」に従い算出すると10名である。本学の実務経験を有する専任教員は、平成28年5月1日現在において14名在籍し、基準を上回る教員数を確保している。(基礎資料8)【観点 10-1-1-1】

また、教育水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めているが、現状では6年制薬学教育に携わる教員1名に対し学生数(学生総定員/専任教員数)は19.4名となっている。

【観点 10-1-1-2】

6年制薬学教育課程(健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科)の専任教員(別表1の専任教員)について、職位別比率は教授42%(30名)、准教授28%(20名)、講師21%(15名)および助教8%(6名)となっている。

【観点 10-1-1-3】

根拠資料・データ

基礎資料 8 教員・事務職員数

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】 専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】 専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】 専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

【現状】

教員の採用および昇格は、教育職選考規程および教員資格審査内規に則って実施している。教員の補充は公募によることとし、有能な教育研究者の確保を目指して、教育職選考委員会が書類選考を行う。なお、書類選考においては、候補者の研究教育に関する業績を基に、適格性の判断がなされ、任用候補者を絞り込んで、教授会に諮られる。最終候補を学長が上申し、理事長が面接等により任免の可否を決定する。

このように、本学では、専門分野における業績や人物評価などの厳格な審査を実施しており、優れた研究者および教育者を選考できる体制を構築している。各研究室の教員には、各専門分野において教育および研究上の優れた実績ならびに知識・経験および高度の技術・技能を有するものが配置されており、その実績は、毎年、教育研究年報で公表されている。(資料 10-1-2-①、資料 10-1-2-②、資料 10-1-2-③) **【観点 10-1-2-1】** **【観点 10-1-2-2】**

教育上および研究上の能力を発揮しているか否かを検証するため、全教員を対象に、毎年、教育等業績並びに研究業績等に関わる資料として「教員活動報告書」の提出を求めることによる自己評価を実施している。活動報告書における評価内容は「1 教育」「2 研究」「3 組織運営」「4 社会貢献」とし、総合的な評価を行うことで、専任教員の専門分野別の配置の適切性を図っている。(資料 10-1-2-④)

【観点 10-1-2-3】

根拠資料・データ

- 資料 10-1-2-① 教育職選考規程
- 資料 10-1-2-② 教員資格審査内規及び横浜薬科大学教育職員選考基準
- 資料 10-1-2-③ 平成 28 年度横浜薬科大学 教育・研究年報
- 資料 10-1-2-④ 平成 27 年度教員活動報告書

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

[現状]

本学薬学部6年制3学科（健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科）の専任教員として、平成28（2016）年5月1日の時点で、大学設置基準における別表1および別表2、合わせて総計105名が配置されている。講義・演習における専門必修科目は151科目で、その中で132科目（約87.4%）は本学専任の教授、准教授または専任講師が担当している。薬学教育上主要な科目は、専任の教授または准教授が担当しているが、専任の教授または准教授以外が担当している科目は専任講師が担当している。また、全189科目中、語学（中国語、ドイツ語）教育を中心に27科目（約14.3%）は非常勤講師が担当している。（資料5）

【観点 10-1-3-1】

平成28年5月1日の時点で、専任教員として総計71名（教授30名、准教授20名、講師15名、助教6名）が配置されており、定年は65歳である。教員の年齢構成については、教授は60歳台が57%になっているが、准教授および専任講師は40～50歳台が多く、また、男性教員と女性教員の割合はそれぞれ77.5%と22.5%で、全体として比較的バランスの取れた構成となっている。（基礎資料9）

【観点 10-1-3-2】

注：薬科学科および設置基準別表第2を除く。

根拠資料・データ

基礎資料 9 専任教員年構成

資料 5 薬学教育シラバス 2016 授業計画（6年制）

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状]

本学における採用・昇格などの教員人事は、「都築第一学園就業規則」「横浜薬科大学教育職員選考規程、教員資格審査内規」等に基づき実施され、教育職員選考委員会で審査した後、教授会で審議し、その意見を聴いて、学長が上申し、理事長が決定する。

採用・昇格に当たっては、研究業績に偏ることなく、候補者の教育・研究業績、経歴、人物評価等、総合的な見地から判断している。選考手順としては、ホームページ等で公募する方法を用いている。

教員の選考に当たっては「教育職選考規程」および「教員資格審査内規」に基づき実施している。あらかじめ教員人事に関係する委員会（将来計画委員会、運営委員会）が、大学全体の教育研究組織の構成、専門分野の適切性等を勘案し、新専門分野の開設、欠員補充などについて、事前に十分検討した上で公募を行っている。教育職員選考委員会が、応募者の書類選考を行い、総合的に適格者を選考する。

教員任用候補者として選考された後は、教授の主査・副査からなる資格審査会に付託し、審査の合格をもって任用推薦し、学長が上申し、理事長が決定する。（資料 10-1-4-①、資料 10-1-4-②、資料 10-1-4-③）

【観点 10-1-4-1】【観点 10-1-4-2】

根拠資料・データ

資料 10-1-4-① 横浜薬科大学教育職員選考規程

資料 10-1-4-② 教員資格審査内規

資料 10-1-4-③ 資格審査基準

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【現状】

各教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組み、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行い、毎年、その成果を「横浜薬科大学教育・研究年報」に公表している。また、教育目標の達成や課題については、平成28(2016)年度よりFD・SD研修会を開催し、教職員が一体となって、意識改革に努めている。(資料10-1-2-③、資料10-2-1-①、資料10-2-1-②)

特に教育については、講義・演習・実習全ての科目を対象に授業アンケートを実施し、アンケートの結果や実施した試験(定期試験、中間試験、小テストなど)の点数分布や合格率など、個々の科目について教育を通して得られたデータと突き合わせながら、各科目担当教員が自己点検・評価を行った結果を報告書として提出するよう義務付けており、授業内容や教育技法の改善につなげている。

また、25研究室からなる薬学専門教育系研究室の研究課題とその特色は、本学ホームページの「大学案内：研究室・教育研究センター紹介」にまとめられている。(資料10-2-1-③)

さらに、概ね毎月1回本学で開催される「浜薬研究交流セミナー」では、各教員が専門とする教育研究内容が発表されている。このように、教育・研究年報に加え、共同研究の推進を目的として各研究室の研究業績や研究分野の最先端の話題を知る機会を定期的に設けている。発表内容の要旨は、本学ホームページ上に掲載している。(資料10-2-1-④)【観点 10-2-1-1】【観点 10-2-1-2】

平成26(2014)年度より、全教員に対して、教育並びに研究活動評価等に関する資料を「教員活動報告書」として、毎年、提出を義務付け、自己評価を実施している。活動報告書における評価内容は「1教育」「2研究」「3組織運営」「4社会貢献」とし、総合的に評価している。教育等業績報告書等は、学部長や教務部長が目を通すことにより、大学で行われている教育研究活動の全体像を把握でき、また、各教員の業務負担やバランスなどの実態を基に、教育研究活動の活性

化を図る資料としても活用されている。

教員活動報告書は公開していないが、各教員の平成 12（2000）年以降の発表論文並びに大学全体の教育研究業績については、毎年 1 回刊行される「横浜薬科大学教育研究年報」に掲載され、本学ホームページ上で公開されている。（資料 10-1-③、資料 10-2-1-⑤）【観点 10-2-1-3】

薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めており、現在、実務の経験を有する専任教員が教育・研究活動に支障がない範囲で病院研修を行っている。

【観点 10-2-1-4】

根拠資料・データ

資料 10-1-2-③ 平成 28 年度横浜薬科大学 教育・研究年報

資料 10-2-1-① 横浜薬科大学教育・研究紀要

資料 10-2-1-② FD・SD 研修報告書

資料 10-2-1-③ 横浜薬科大学ホームページ

(URL:<http://www.hamayaku.jp/lab/index.html>) 研究室・教育研究センター紹介

資料 10-2-1-④ 横浜薬科大学ホームページ

(URL:<http://www.hamayaku.jp/news/index.html?id=46171&pid=16121>) 浜薬研究交流
セミナー

資料 10-2-1-⑤ 横浜薬科大学ホームページ

(URL:[http://www.hamayaku.jp/images/material/56/files/
ResearchAchievement_2015.pdf](http://www.hamayaku.jp/images/material/56/files/ResearchAchievement_2015.pdf)) 教育研究年報

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

研究教育上の目的に沿った研究活動が行えるよう、3つの学科（健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科）に25研究室を設置している。6年制3学科の5年次および6年次に実施される卒業研究は、主にこれらの研究室（あるいはセンター）に配属された学生を、研究室の所属教員が指導する形で実施されている。研究環境として研究室は個室、セミナー室および実験室からなり1研究室当たり97.2～194.4㎡の面積を有し、教員一人当たりの平均面積は33.6㎡であり、5・6年次生が卒業研究活動を行うのに十分な広さがある。研究に関連した施設として、1）中央機器室、2）動物施設、3）薬用植物園が整備されている。特に中央機器室には、高度な研究活動が遂行できる各種の機器・装置が備えられている。（基礎資料11）**【観点 10-2-2-1】**

基本的な研究費は、学校法人から毎年示される基礎配分額に加え、教員数、職位、配属学生数に応じて適切な額の研究費が配分されている。中央機器室が管理する共有機器の更新および維持・管理については中央機器委員会で立案される年間計画に基づき、適切に運用している。（資料2-1、資10-2-2-①）

【観点 10-2-2-2】

研究時間を確保するため、教務委員会が中心となり各教員が担当する講義・実習時間の適正化に努めている。実習・演習担当の有無により若干の差はあるが、平成28（2016）年度の本学の講義、実習時間数は教員1名あたり平均98.7時間（30週／年として週当たり3.28時間／週）であり、職位別の年間平均毎週の授業時間数は以下に示すとおりである。（基礎資料10）**【観点 10-2-2-3】**

表 薬学科（6年制）の専任教員が担当する週当たりの平均授業時間

	教授	准教授	講師	助教	全平均
最高	10.35 時間	7.99 時間	7.81 時間	6.75 時間	3.28 時間
最低	0.05 時間	1.41 時間	0 時間	4.83 時間	
平均	2.38 時間	4.78 時間	3.62 時間	6.12 時間	

公的研究費、民間の公募型助成金等の公募情報、申請期限、応募要項については、随時学内メールで配信され、教員が応募しやすい配慮がなされている。

また、教員連絡会を通じて、研究倫理プログラムの受講、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止に関する伝達を行うとともに必要に応じて説明会を実施している。(資料 10-2-2-②、10-2-2-③)【観点 10-2-2-4】

根拠資料・データ

資料 2-1	学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
基礎資料 10	教員の教育担当状況
基礎資料 11	卒業研究の配属状況および研究室の広さ
資料 10-2-2-①	平成 28 年度研究費配分等
資料 10-2-2-②	研究費公募の電子回覧
資料 10-2-2-③	平成 28 年 9 月度教員連絡会議事録「不正防止に関する資料」

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベ
ロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備さ
れていること。

【観点 10-2-3-2】教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施
されていること。

【観点 10-2-3-3】授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

[現状]

本学では、教員の授業改善や教育研究能力の向上を図るためのファカルティ
ー・ディベロップメント（FD）活動を推進する組織として、「FD 委員会」を設
置している。【観点 10-2-3-1】

FD 委員会の具体的な取組みとしては、1) FD 推進 WG が中心となり、SD
委員会と合同で「FD 講演会」の開催および本学研修センターにおける一泊二日
の「横浜薬科大学 FD・SD 研修会」を実施（10-2-3-①）、2) 科目毎の学生によ
る授業アンケートの実施と授業アンケート結果並びに成績評価を基にした自己点
検報告書の作成、3) 教育研究業績等に関する活動報告書の作成、4) 教育・研
究年報の作成、5) 浜薬研究交流セミナーの企画・開催があり、これらの活動を
通して教員の教育能力の向上に努めている。（10-2-3-①、10-2-3-②、10-2-3-③、
10-2-1-⑤、資料 10-2-1-④）【観点 10-2-3-2】

平成 28 年度 FD 講演会

日時	平成 28 年 8 月 20 日（午後）
会場	横浜薬科大学 Esaki ホール
対象	教員
内容	学生の意欲を引き出すイグナイト教育
形式	講演
講師	中越元子先生（いわき明星大学薬学部教授）

平成 28 年度 FD・SD 研修会

日時	平成 28 年 8 月 23～24 日（1 グループ）、25～26 日（2 グループ）
会場	都築学園 軽井沢セミナーハウス
対象	教職員
内容	ハラスメント防止研修会、現状における教育の問題点と改善策を探る
形式	講演、SGD
講師	本学教授 梶 輝行先生

教員の授業改善および学生の授業に対する満足度の調査を目的とした授業アンケートは、前期と後期の年 2 回実施しており、現在は Web 入力の方法で行い、点数化することにより、結果の分析を行っている。調査項目や調査方法については、平成 28（2016）年度、見直しを実施した。調査結果は FD 委員会に報告され、Web を通して全教職員に公開している。授業の改善すべき点と改善の意思を明確化するため、授業を担当する教員全員を対象に、「授業に関する自己点検報告書」の中で、学生のコメントに対する改善計画の記述を義務付けている。（資料 10-2-3-④、資料 10-2-3-②）【観点 10-2-3-3】

根拠資料・データ

- 資料 10-2-1-④ 横浜薬科大学ホームページ
(<http://www.hamayaku.jp/news/index.html?id=44935?pid=16121>) 浜薬研究交流セミナー：一例
- 資料 10-2-1-⑤ 横浜薬科大学ホームページ
(http://www.hamayaku.jp/images/material/56/files/ResearchAchievement_2015.pdf) 教育研究年報：平成 28 年度版
- 資料 10-2-3-① 平成 28 年度横浜薬科大学 FD・SD 研修会報告書
- 資料 10-2-3-② 授業に関する自己点検報告書（IR 室保管）；一例添付
- 資料 10-2-3-③ 教育研究活動報告書；一例添付
- 資料 10-2-3-④ 授業アンケート用紙；一例添付

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

〔現状〕

本学では教員の教育活動に対して、事務組織が様々な形で関わることによって充実した教育支援が実現されている。その規模は専任教員 109 名に対して事務職員 57 名であり、事務組織は法人事務局および大学事務室で構成されている。

教育支援に関しては、法人事務局と大学事務室の両方が参画している。事務職員の業務は、法人事務局は事務局長が、大学事務室は事務長が統括している。事務の組織、職制および職務分掌については、都築第一学園事務組織規程に示されており、教育・研究の目的達成のための人員は適切に配置されている。また、管理・運営に関する各部課の所管業務についても、事務組織規程に明示されている。

(資料 10-3-1-①)

また、事務職員の能力向上のため、部外の研修に積極的に参加させている。

【観点 10-3-1-1】

本学では、運営委員会および教授会で十分審議された方針の下に教育研究活動を行っている。これら教育研究活動は、個々の教員の努力とそれを支える事務組織が一体となって進められることが必須であることから、本学では教務部、学生部、厚生部、入試事務局からなる体制による役割分担を明確にし、専らその執行を行うための大学事務組織として、教務課、入試課、学生課、キャリアセンター、学務課、庶務課、施設営繕課、管理課、図書課を配置している。学務課、庶務課、施設営繕課、管理課を除く各課およびセンターは、それぞれ、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、厚生委員会等の主要委員会と連携することで、充実したサポート体制を構築している。また、図書館には図書館長を置き、メディアセンターが図書、雑誌の閲覧、購入、整理、保管に携わっている。(資料 10-3-1-①、別紙 学校法人の事務組織)

動物実験センターおよび薬用植物園には、事務職員専任 2 名と非常勤 1 名が常駐し、管理運営に携わっている。

職員の採用については就業規則に、また昇給・昇格については給与規程に定められている。【観点 10-3-1-2】

大学の運営管理を適切に行うために、各種委員会が設置され、各種活動を支援している。これらの各委員会には、事務職員もその構成メンバーとして参画し、教員と連携して運営に当たっている。教員組織と事務組織が一体となって管理運営に努めることにより、職員の資質の向上が図られている。平成 28 (2016) 年 8 月には、FD 委員会の具体的な取り組みとしては、SD 委員会と合同で「横浜薬科大学 FD・SD 研修会」を一泊二日で、本学研修センターで実施した。全教職員に対する「ハラスメント講習会」と「現状の教育における問題点と改善策を探る」を課題とした小グループ討議を行うことにより、事務職員の資質向上を図った。(資料 10-2-3-①)【観点 10-3-1-3】

根拠資料・データ

資料 10-2-3-① 平成 28 年度横浜薬科大学 FD・SD 研修会報告書

資料 10-3-1-① 都築第一学園事務組織規程

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

[点検・評価]

本学の教員は、大学設置基準に定める専任教員数を満たしている。

【基準 10-1-1】

専門科目を担当する各研究室の教員は、専門分野について、教育上および研究上に優れた実績を有する者が配置されている。また、教養・社会薬学系の研究室および教育研究支援組織の教員については、優れた知識・経験を有する者が配置され、教育研究能力の維持・改善を図る方策が取られている。

【基準 10-1-2】

教育上主要な科目の教育は、主に専任の教授、准教授、講師が行っている。

【基準 10-1-3】

本学の専任教員の採用については教員の資格審査内規によって実施されている。【基準 10-1-4】

本学の研究活動については、浜薬研究交流セミナーまたは学会等に積極的に参加（発表）しているほか、発表内容等は横浜薬科大学教育研究年報で公表している。本学の研究活動については、浜薬研究交流セミナーまたは学会等に積極的に参加（発表）しているほか、発表内容等は横浜薬科大学教育研究年報で公表している。教員の教育研究活動はホームページや広報誌「教育力」で開示されている。

【基準 10-2-1】

研究室は適切に整備され、教員の授業担当時間数も研究活動の妨げにならない適正な範囲内にある。【基準 10-2-2】

ファカルティ・デベロップメント（FD）については、FD研修会の開催や、授業担当教員に学生による授業アンケートに基づいた自己点検や改善方策について「授業の自己点検報告書」の作成・提出を義務付けることで、授業改善に積極的に取り組んでおり、教育能力向上を図っている【基準 10-2-3】

事務組織は、法人事務局と大学事務室が連携し、十分な機能を備えた組織となっている。また、SDについては、各種研修やセミナー等に参加させているほか、FDと連携して、FD・SD研修会を実施するなどの取り組みが行われている点は評価できる。【基準 10-3-1】

[改善計画]

薬剤師としての実務経験を有する専任教員の臨床現場での研修を実施する体制が十分とは言えないので、実務実習センターの見直しを行い、組織をより効率的に運営できる体制とし、医療機関での継続的な研修が可能となるようにする必要がある。【基準 10-2-1】

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】 効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。
なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】 実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】 実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】 卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

[現状]

平成28（2016）年度の在学生数は、2,283 人である。講義室数は、20 室（収容人員総数4,813 人、総面積4,731 m²、以下同）であり、学生1人あたりの面積は、2.07 m²となる。これらは主として通常の講義を行う場であり、全室に映像・音響設備が設置されている。講義室（大）のLeoEsaki記念ホールでは、卒後教育や市民公開講座などの講演会も行っている。座席数150～200の講義室（小）の机は全て可動式であり、机と椅子のレイアウトを変化させることによって、参加型学習の実施が可能である。学生の自学・自習のために、自習室7室（241席）を常時開放しているほか、非使用時に食堂および講義室3室（876席）も自習室として開放しており、効果的教育を行うために必要かつ十分な施設の面積および設備が確保されている。（基礎資料2-1、基礎資料12-1, 2）【観点 1 1-1-1】

学生実習に使用される実習室は、全8室（模擬薬局を含む）である。実習室の総面積は1,786m²（840席）で、一人当たりの面積平均2.13 m²である。情報処理・LL教室（120席、207m²）は2室あり、学生1人あたりの面積は1.73m²である。LL教室の各室にコンピュータ120台が備わり、映像・音響設備が設置され、CBTにも使用される。また、この他に温室（延床面積110m²）を含む薬用植物園（1,850m²）が校内に設置されている。（基礎資料12-1, 2）【観点 1 1-1-2】

実務実習事前学習には、薬剤学実習室（120席、225m²）2室および模擬薬局が充てられている。模擬薬局には、初回面談・服薬指導カウンター、調剤室（分包機などを設置）、医薬品情報（DI）室、無菌室（クリーンベンチ2台、安全キャビネット2台、エアシャワー室などを設置）および模擬病床（フィジカルアセスメント・

シミュレータ 5 体を設置) があり、適切な規模の施設・設備が整備されている。(基礎資料12-1, 2) **【観点 1 1 - 1 - 3】**

5・6年次の在籍学生数597人を、25研究室(1研究室あたり平均24人)で分担して、卒業研究の指導を行っている。各研究室にはゼミ室が設けられており、また研究テーマの必要性に応じて、動物施設や中央機器室も利用可能である。指導教員の監督の下で、高度な分析機器等を使用しながら卒業研究を行うことができ、卒業研究に相応しい施設・設備が整備されている。(基礎資料11、資料11-1-①)

【観点 1 1 - 1 - 4】

根拠資料・データ

- 基礎資料 2 - 1 評価実施年度における学年別在籍状況
- 基礎資料 11 卒業研究の配属状況および研究室の広さ
- 基礎資料 12 - 1 薬学科の教育に使用する施設の状況
- 基礎資料 12 - 2 卒業研究などの使用する施設
- 資料 11 - 1 - ① 中央機器機器室 共同利用機器一覧

【基準 11-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 11-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 11-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

【現状】

本学図書館は、21階建図書館棟の1階から8階に設置されている（面積1,531㎡）。閲覧席は2階から8階の各階に設けられており、合計385席である。これは本学学生収容定員数〔360人×4＋（340＋30）人×2＝2,180人〕の17.7%に相当するものであり、十分な規模を有している。（基礎資料13）

【観点 11-2-1】

図書および学習資料については、学生・教職員からの図書購入希望調査やジャーナルの利用アンケートなどのデータに基づき、教育研究活動に必要な資料の構成を図書委員会で適宜協議し、順次整備を図っている。蔵書の多くは薬学生の学修に必要な自然科学系の図書であり、日本十進分類表に従って分類・配架している。また、教員が講義で使用する教科書や指定参考書などの他、薬剤師国家試験に関する参考書や問題集も多数備えている。これらの図書のほとんどが開架式で配列され、学生が自由に手にとることができる。平成28（2016）年5月における蔵書数は、27,582冊であり、学術雑誌の総種類数は、国内誌611種類、外国誌123種類である。また、視聴覚資料の所蔵数は594点である。

過去3年間の図書受入れ状況は、平成26（2014）年度2,514冊、平成27（2015）年度2,517冊、平成28年度760冊（平成29（2017）年1月31日現在）である。また、電子ジャーナルの総数は70タイトルであり、学内の端末から検索・全文閲覧が可能となっている。

一方、本学が所蔵していない資料については、学外への学術文献複写・相互貸借システムにより迅速に対応している。図書館相互貸借サービスの料金は大学が負担しており、学生は費用を心配することなく、学修や卒業研究に必要な資料を入手することができる。（基礎資料14、資料11-2-①）

【観点 11-2-2】
学生が自習に使用できる場所としては、図書館内の閲覧席385席の他、グループ学習や学生交流の場として2階に42席のミーティングルームを設けている。また、図書館棟1階のガーデンラウンジの他、学生食堂やドリームビル3階など

も自習室として利用することができる。更に講義棟 2～4 階の講義室各 1 室を自習室として開放し、講義棟 2～4 階のデッキテラスのスペースに 3 室の自習談話室を設置するなど、自習スペースは十分に確保されている。(基礎資料 12-1、基礎資料 13、資料 2-1. 49、50 頁)【観点 1 1-2-3】

図書館の開館時間は通常、平日 9:00～20:00、土曜 9:00～17:00 であるが、開館準備中でも図書館を利用できるという早朝開館(8:00 開館)のサービスを実施しており、利用する学生も多い。前述の自習室の多くは 8:00 から利用可能であり、最も遅い閉室時間は、平日 22:00、土曜日 20:00 となっている。(資料 2-1. 47～50 頁、資料 11-2-①)【観点 1 1-2-4】

根拠資料・データ

- 基礎資料 12-1 薬学科の教育に使用する施設の状況
- 基礎資料 13 学生閲覧室等の規模
- 基礎資料 14 図書、資料の所蔵数および受け入れ状況
- 資料 2-1 学生便覧 平成 28 年度（6 年制）
- 資料 11-2-① 横浜薬科大学図書館ホームページ
(URL: guide.hamayaku.jp/library)

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価]

学習環境については、講義室、実習室、模擬薬局などのほか、卒業研究に必要な施設・設備が適切に整備されている。また、学生が自己学習するための図書館施設、蔵書数、自習スペースとこれら施設の開放時間も概ね適切である。

【基準 11-1】【基準 11-2】

蔵書および電子ジャーナルの数と種類については、整備が進められており、今後も学内の希望案も取り入れながら充実させる計画が進行中である。電子ジャーナルの利用環境も利用者にとっては、利便性が高いものとなっている。

(優れた点)

図書館の開館時間は通常、平日 9:00~20:00、土曜 9:00~17:00 であるが、開館準備中でも図書館を利用できるという早朝開館（8:00 開館）のサービスを実施している。

[改善計画]

日曜日には図書館および自習室を使用することができない。定期試験前や薬剤師国家試験前の土日など利用可能時間については、学生の要望や利用状況を見ながら拡大する方向で検討する。

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】 地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2-1-5】 地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

[現状]

本学が立地する横浜戸塚区周辺は郊外型ベッドタウンであり、居住者の健康への関心は高い。そこで、地域住民や一般市民を対象に、医薬品、疾病、健康等に関する広範な話題を取り上げる市民公開講座（年3回）と、それに研究を加味した特別講座（年1～3回）を開催している。（資料 12-1-①） また、地域に根ざした活動・地域と共生する活動として、教員と学生ボランティアが地域住民とウォーキングを行い、健康増進に向けたウォーキングの仕方について実地指導している。（資料 12-1-②）【観点 1 2-1-4】

薬学界には、医療人としての薬剤師養成のみならず、医療産業全般に関わる人材養成が求められていることから、平成 25（2013）年度に創薬研究センターおよび総合健康メディカルセンターを設置した。創薬研究センターでは創薬研究を通じて生命科学関連の企業や大学と積極的に共同研究を実施し、薬学の発展に寄与している。また、総合健康メディカルセンターでは「薬食同源」の考え方に基づいたプロジェクトを実施している。神奈川県「地方創生大学連携事業」において、「未病克服」を基盤とした主要テーマが平成 27（2015）年度および平成 28（2016）年度に連続して採用された。初年度は、「県西部の柑橘類を始めとする各種農産物で、しかも、摘果や未熟品を活用して、若者のみならず高齢者に「食育の重要性」と「アクティブヘルス」を無理なく実践・習慣づけとなるような南足柄市オリジナル未病対策の構築」を目的とした研究である。結果として、地域の高校や地元住民の方への「未病講習会」において、①「柑橘類を中心とした漢方医学的食育法」②「産婦人科医から見た女性の健康法」③「地域の特性を活かした食育・機能性食品・温泉療法を併用する県西オリジナル未病対策システムの

基盤創り」と題した講演を行い、240人ほどの参加者があった。

【観点 12-1-4】【観点 12-1-5】

本事業から得られた経験・実績から、今後も、横浜薬科大学が特色（健康薬学科・漢方薬学科・臨床薬学科・薬科学科と薬学を基盤とした予防から治療までの教育）を活かした「未病克服」のための貢献が可能であることが明らかとなった。しかも、今回の事業の成功により、さらに「未病克服」のために発展させる素材のアイデアや研究基盤も得られた。**【観点 12-1-1】**

また、次年度は、「県西部の各種柑橘類を活用して、若者のみならず高齢者に「薬食同源」を基盤とした「食育の重要性」と「アクティブヘルス」を無理なく実践・習慣となるような県西オリジナル未病対策を構築」を目的とした研究を遂行している。実際に、特養施設での柑橘類の臨床試験などを行い、大きな成果を得ている。この際、施設の医師および医師会との交流、さらには、地域の農協との連携などで、未病対策を促進するような企画を提案した。

【観点 12-1-1】【観点 12-1-2】

また、小田原の高校において、高校生のみならず教師や父兄など500人以上に向けて「未病とは」「食育の重要性」などの講話を行った。

【観点 12-1-4】【観点 12-1-5】

これらの成果は、「H27年度地方創生大学連携事業 事業実績報告書」並びに「H28年度地方創生大学連携事業 事業実績報告書」として公表した。（資料12-1-③）

さらに、地元の薬剤師会と本学薬学生との交流も図っている。横浜薬剤師会、横浜市と本学が共同して「薬物乱用防止キャンペーン in 横浜」を毎年開催しており、危険ドラッグの問題点を中心に、啓発事業を展開している。また、神奈川県薬剤師会が実施している長期実務実習の運営に向けた「実務実習指導薬剤師アドバンストWS」に対する継続的支援を行っている。（資料12-2-④、資料12-2-⑤）

【観点 12-1-2】

根拠資料・データ

資料 12-1-① 平成 28 年度 公開市民講座案内（大学ホームページ：一例）

（URL;<http://www.hamayaku.jp/news/index.html?id=45581&pid=16121>）

資料 12-1-② ウォーキング案内（大学ホームページ：一例）

（URL;<http://www.hamayaku.jp/news/index.html?id=45502&pid=16121>）

資料 12-1-③ 神奈川県「地方創生大学連携事業」事業報告書

資料 12-1-④ 薬物乱用防止キャンペーン in Yokohama パンフレット（2016）

資料 12-1-⑤ 実務実習指導薬剤師養アドバンスト WS 開催案内（2016）

（URL;https://www.kpa.or.jp/kpa_workshop_past/38868/）

【基準 12-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 12-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 12-2-2】 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

大学全体として英文ホームページを順次作成している。学長挨拶、建学の精神、学科紹介 (<http://www.hamayaku.jp/clinical/index.html?pid=16132>) 等主要なページは英文変換タグを設置し正確な英文を掲載している。ホームページ上では、大学の全体像やポリシーなどを明らかにしている。それによって横浜薬科大学の設立の理念、基本的な姿勢と、特徴である6年制教育における健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科の3学科および4年制教育における薬学科の設置の存在や特色ある学習内容や研究実態などについて、広く世界に発信している。また、国際交流の実態として、委員会設置後に各国からの訪問や学生交流についても今までの実績について公表し、ホームページ上で国際交流の話題提供も行っている。(資料 12-2-①) **【観点 12-2-1】**

平成 26 (2014) 年に国際交流委員会を発足し、そこから今日に至るまでに大学間協定を結んだ大学の情報やその活動実態について、年度毎にまとめて報告している。なお、本学は都築グループ系列大学と交流し効率的な国際交流を図っている。(資料 12-2-②) **【観点 12-2-2】**

入学時には、学長から国際化時代の薬剤師や医療人の活動について紹介することで、入学後の時間を有意義に過ごせるように助言を与えている。また、毎年海外研究者による講演会を実施し、教員や学生が自由に参加できる環境を整え、国内においても国際化を意識できるように図っている。さらに、大学間交流協定を結んでいる大学とのシンポジウムを行い、教育や研究においてそれぞれの特色や今後の改善点などについて討論をする機会を持っている。また、そのような機会を通して共同研究や情報交換の推進も進めている。(資料 12-2-③)

大学設立時より、学生の海外語学研修、薬学生としての生活・文化研修などを積極的に推進してきた。(資料 12-2-④) **【観点 12-2-3】**

実際に創立初期の卒業生が海外で薬剤師として活躍している実績もある。特に国際交流委員会を発足してからは、英国、台湾、韓国、米国における定期的な学

生研修を進めてきた。学生の関心や意欲に応えるために、情報提供にも工夫をしてきた。実際の情報提供手法として、前年の実績に基づく研修内容や特色などの説明会（資料 12-2-⑤）を必要時は随時実施し、また、その後には個人的な質問にも担当教員がいつでも応じるようにしている。一方、活動内容についての検証としては、それぞれの海外訪問実施後は学生達による報告会を実施している。それにより、広く学内の教員・学生・事務職員に学生交流の実態や学生の成長などを実感してもらい、研修の意義を認識してもらいながら、今後の改善点などについては意見交換を行っている。また、希望者がある場合、海外からの短期留学生の受け入れや、海外の教員・実務薬剤師の訪問による学内見学会も行っている。このような様々な交流から、学内での国際交流活動は確実に推進されている。

留学生の受け入れに関しては、他の学生と同様に担任や配属研究室責任者が生活面を含めたサポートを行っているため、留学生であっても日本において学業に専念できる基盤がある。（資料 12-2-⑥）

高等教育局大学振興課「平成 27 年度 大学における教育内容の改革状況について」

	日本語表記	国	協定・覚書 の内容*1	学生		教員	
				派遣	受入	派遣	受入
1	中国医薬大学	台湾	a, b, g	4	0	1	2
2	慶熙大学校ナノ大学院	韓国	a, b, g	5	0	1	3
3	慶熙大学校薬学大学	韓国	a, b, g	5	0	1	
4	ハワイ大学ヒロ校薬学部	米国	a, b, g	0	0	0	1
5	台北医学大学 栄養学院	台湾	a, b, g, i	0	0	1	5
6	天津中医薬大学	中国	a, b	0	0	0	0
7	ケンブリッジ大学	英国	a, b	3	0	0	0
8	オックスフォード大学	英国	a, b	3	0	0	0
9	デューク大学	米国	a, b, g	0	0	0	0

※1 a:学生の交流 b:教員・研究者の派遣、研修、その他の交流 c:事務職員の派遣・研修
d:単位の互換 e:ダブルディグリー f:ジョイントディグリー g:共同研究 h:締結先大学の受け入れに伴う奨学金の支給 i:学生の派遣・受け入れに係る授業料の相互不受理
j:a～i に該当しない

根拠資料・データ

- 資料 12-2-① 「ホームページ (<http://www.hamayaku.jp/>) の英文例」
- 資料 12-2-② 都築グループと海外大学との学術交流覚書 (MOU) 等の現状況
- 資料 12-2-③ 国際交流に関する活動の一覧表
- 資料 12-2-④ 学生海外研修実施一覧表
- 資料 12-2-⑤ 国際交流説明会
- 資料 12-2-⑥ 外国人留学生数一覧表

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価]

横浜薬科大学は、開校時より神奈川県内で唯一の薬科大学として地域連携に力を入れており、地域社会への人的・物的資源の提供を推進し、企業・各機関・地域社会とさまざまな連携を進めていることは評価できる。

市民公開講座による地域住民への薬学に関する啓発活動や地域住民参加型のウォーキングなどは、地域住民が OSCE における模擬患者として参加するという信頼関係の構築に役立っている。神奈川県では、知事自らが「未病克服」を施政の大きな目的としており、神奈川県の地方創生大学関連事業における本学の役割は、「県西地域」での「未病克服」を基盤とした地域活性化を支援することで、社会との連携は強固になっている。未病対策のみならず、薬物乱用の防止について、横浜市および横浜市薬剤師会と協力して毎年キャンペーンを行っており、薬学生のみならず、一般市民の薬物乱用防止の意識向上に繋がっている。

【基準 1 2-1】

大学設立時より、学生における海外語学研修、薬学生としての生活・文化研修などを実施し、英国、台湾、韓国、米国における定期的な学生の研修を積極的に推進してきた。また、国際交流委員会を通じて、海外の大学との協定締結を増やしており、大学間協定を結んだ大学の情報やその活動実態については、毎年度、交流状況をホームページで公表している。さらに本学は、他の都築グループ系列大学と連携することで効率的な国際交流を図っており、大学の活性化に役立っている。

留学生に関しては、他の学生と同様にサポートを行っているため、日本において学業に専念できる基盤がある。国際交流においても、留学生の病院見学、薬局訪問などを通して社会とも関わりを推進している点は評価できる。

【基準 1 2-2】

[改善計画]

改善計画としては、次の6件が挙げられる。

- ①学内での活動をさらに周知し、適切な予算で運営できるようにする。
- ②英文ホームページの充実を図る。
- ③海外からの講演者を招く際に、可能な場合は社会にも情報発信する。
- ④留学希望者の窓口に関する情報を提示できるようにする。
- ⑤学生の相互交流について、それぞれの社会情勢で可能な実務・社会交流を組み込む。
- ⑥留学生の受け入れが可能な病院や薬局候補を取りまとめる。

【基準 1 2-1】【基準 1 2-2】

『点検』

13 自己点検・評価

【基準 13-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 13-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 13-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 13-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 13-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 13-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

[現状]

本学は、学則第 56 条に「第 1 条の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、教育研究水準の向上および活性化を図るものとする。」と規定している。(資料 2-1. 81 頁)

学則に基づいた自己点検評価を実施するために、平成 18 (2006) 年 4 月に自己点検・評価に関する規程を設けるとともに、自己点検・評価委員会が設置された。委員会は副学長、学部長、各学科長、教務部長、学生部長、図書館長、入試事務局長、法人事務局長、大学事務長および学園総長が必要と認める専任の教育職員および事務職員をもって構成されている。外部委員は含まれていないが、委員会が必要と認めたときは、学外者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる」と規程で定めている。(資料 13-1-①)

【観点 13-1-1】【観点 13-1-2】【観点 13-1-3】

自己点検・評価委員会は、教員の教育研究活動、並びに各種委員会活動について点検評価を行っている。教員の教育研究活動については、教育活動、研究活動、学内活動、社会的貢献等の 4 項目を設定しており、また、委員会は、当該年度の活動実績について自己点検を含む成果報告書を作成し、次年度の活動に反映している。(資料 13-1-②、資料 13-1-③)

【観点 13-1-4】

教員には教育研究活動報告に加え、担当する教科の自己点検・評価を、定められた観点に従い、年 2 回 (前期と後期の定期試験終了後) 行い、学生による授業評価アンケートの結果・意見に対するコメントへの対応、学生の成績分布に基づく授業内容に関する「授業の自己点検・報告書」の提出を義務付けている。(資料 13-1-④)

学内委員会や教員毎の自己点検・評価報告書は公表していないが、横浜薬科大学は平成 27 (2015) 年に、日本高等教育評価機構による大学機関別第三者評価

を受審し、大学評価基準に適合と判定され、平成 34（2022）年 3 月 31 日までの認定を受けた。その結果は「2015 年度自己点検評価書（最終版）」（資料 13-1-⑤）および「平成 27 年度 横浜薬科大学 評価報告書」（資料 13-1-⑥）として、本学ホームページで公開している。【観点 1 3-1-5】

根拠資料・データ

資料 2-1 28 年度学生便覧（6 年制）

資料 13-1-① 自己点検・評価に関する規程

資料 13-1-② 委員会成果報告書

資料 13-1-③ 教育研究活動報告書（平成 27 年度版；一例）

資料 13-1-④ 授業の自己点検・評価報告書（IR 室保管；一例）

訪問時閲覧資料 28 年度教務委員会議事録

資料 13-1-⑤ 横浜薬科大学ホームページ

（URL：<http://www.hamayaku.jp/guide/hyokakekka2016.html?pid=2386>）

2015 年度 自己点検評価書（最終版）

資料 13-1-⑥ 横浜薬科大学ホームページ

（URL：<http://www.hamayaku.jp/guide/hyokakekka2016.html?pid=2386>）

平成 27 年度 横浜薬科大学 評価報告書

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

[現状]

【基準 13-1】で述べたように、本学の自己点検・評価委員会は、副学長、学部長、各学科長、教務部長、学生部長、図書館長、入試事務局長、法人事務局長、大学事務長および学園総長が必要と認める専任の教育職員および事務職員をもって構成されており、教育研究活動において、改善すべき点が生じた場合、速やかに検討できる体制が整っている。(資料 13-2-①) また、大学評価における自己点検・評価報告書を作成し公開している。【観点 13-2-1】

薬学教育カリキュラム、成績評価基準の改訂や確認作業（成績不振者の抽出や具体的対応策）、各科目の学年配置や教育課程の検証は教務委員会が担当し、恒常的な確認作業が行われており、必要に応じてカリキュラムの改善案を教授会に提案する体制をとっている。教務委員会では、点検評価に特定の項目を定めていないが、学生の在籍状況、中間試験や定期試験の成績分布、および科目担当者から提出される自己点検・評価報告書、あるいは教員や事務職員からの情報等から問題点を抽出し、関連する教育プログラムの点検評価を行い、対応策を提案するなど、点検・評価結果が教育研究活動の改善に反映されるシステムとなっている。

また、学生による授業アンケート結果（年2回）は、学内 Web システム（e-Learning）により、各科目担当教員にフィードバックされるとともに、全教員が閲覧可能となっている。

授業アンケートは授業改善を目的としたものであり、アンケートから得られる情報に対する現状の把握および改善策の立案、並びに定期試験の成績（本試験、追再試験合格率や平均点、得点分布など）に関する考察を加えた各科目の「授業に関する自己点検報告書」（資料 10-2-3-②）の作成を全教員に義務付け、次年度の教育活動に反映できるようにしている。(資料 10-2-3-④)【観点 13-2-2】

根拠資料・データ

資料 13-2-① 委員会組織

資料 10-2-3-② 授業に関する自己点検報告書

資料 10-2-3-④ 授業アンケート

『点検』

1 3 自己点検・評価

[点検・評価]

自己点検・評価規程に明記された組織、点検項目に基づいて、大学として、教員として、また委員会として、定期的に自己点検・評価を実施する体制が整えられており、本学における教育研究活動における様々な事項について検証し、対処し得る体制が整えられている。改善を反映するプロセス（PDCA サイクル）は充分とは言えないが、全学挙げての教育研究活動における内部質保証のための活動の基盤が整いつつあると判断する。【基準 1 3-1】

今後は、自己点検・評価委員会、FD 委員会、SD 委員会や教務委員会における検証結果を、より頻繁に関連委員会に提示・報告することにより、持続的に PDCA サイクルを機能させて大学の自己点検・評価を推進していけるよう検討する。

【基準 1 3-2】

[改善計画]

各部署あるいは各教員の自己点検・評価は例年行われているが、自己点検・評価委員会による総括的な自己点検・評価が毎年行われているわけではない。機関別および分野別認証評価を自己点検・評価の基本とし、補間的に年次毎の独自の自己点検・評価を行うことで、継続性を持った自己点検・評価の在り方を検討する。そのためには、各部署間の連携の強化を IR 委員会とともに図り、点検・評価結果を大学の運営に活かすため、現状把握に必須の基本的エビデンスの集約化を検討し、自己点検・評価の意義を全職員で共有する必要がある。